

平成28年第1回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成28年 3月 2日
本日の会議 平成28年 3月22日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
係 長 細田 浩子 君 主 事 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
建 設 部 長 森 浩平 君 生 活 福 祉 部 長 松浦 篤美 君
教 育 次 長 帯田 由寿 君 水 道 局 長 古賀 洋 君
会 計 管 理 者 和泉 嘉彦 君 総 務 部 理 事 田平 俊則 君
企 画 振 興 部 理 事 大津 鉄治 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君
水 道 局 理 事 道端 和彦 君 政 策 推 進 課 長 山本 昭彦 君
総 務 課 長 谷本 圭介 君 財 務 課 長 田中 一之 君
管 財 課 長 迎 英樹 君 収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君
企 画 課 長 久保平敏弘 君 情 報 管 理 課 長 谷本 清 君
都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君 管 理 課 長 濱 伸二 君
農 林 水 産 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 村田ゆかり 君
健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君 介 護 保 険 課 長 富永 正彦 君
環 境 対 策 課 長 木島 英利 君 住 民 課 長 西平 隆邦 君
教 育 総 務 課 長 谷本 圭介 君 生 涯 学 習 課 長 栗山 浩二 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君 水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君 会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君 監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

10番 岩永 政則 議員

11番 喜々津 英世 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時45分

平成28年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

平成28年 3月22日（火）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	議案第26号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第5号）の撤回の件	
2	2	長与町職員の退職管理に関する条例	※総文
3	3	長与町行政不服審査会条例	※総文
4	4	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	※総文
5	5	長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
7	7	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	8	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
9	9	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
10	10	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
11	11	長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
12	12	土地の取得について	※産厚
13	13	平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
14	26	平成27年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総文
15	18	平成28年度長与町一般会計予算	※総文
16	19	平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
17	14	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
18	15	平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
19	16	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

みなさん、おはようございます。

18日までの委員会審査、大変お疲れさまでした。ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず、日程第1、議案第26号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号の撤回の件を議題といたします。本件について、町長から撤回理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第26号、5号の撤回につきましてです。申し上げます。議案第26号、平成27年度、長与町一般会計補正予算第5号の撤回につきましてご説明申し上げます。

先に国に対して申請をしておりました地域創生加速化交付金に係る、コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト事業が不採択となったことにより、事業実施の前提でありますところの国庫補助金を見込むことができなくなったものでございます。以上が撤回の理由でございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから、日程第1、議案第26号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号の撤回の件について、質疑を行います。質疑はありますか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

じゃ、今、簡単に言われましたけれども、どういうもう少し中身、あるいは計画に何かこう支障があったのか。あるいは今後どうなっていくのか。ちょっとそのところ、もう少し詳しくよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

地方創生加速化交付金につきましては、先駆性が問われる、非常に、非常にと申しますか、一定ハードルが高いという交付金でございます。実は、先週金曜日18日の日にですね、内示がございまして、残念ながら本町は不採択という結果となりました。ただ、県内21市町のうち20市町が今回申請をしておまして、その結果として、不採択となったのが本町含めて4つの町でございます。不採択の理由につきましては、個別具体的に本町の不採択理由ということでの通知は頂いておりませんが、まずは一般的に前提条件となります先駆性の部分ですね。自立性、それと官民連携、政策間連携、地域間連携、この部分がやはり国に評価していただけなかったというところだと思います。ただ採択された他の団体でも、一部事業費が認められなかったというものがございますので、それについてご紹介いたします。事業者との事前打ち合わせ、市町村が県と相談する場合の旅費等、当該事業の一環として、必要不可欠とはみなせない職員旅費。続きまして、

給与補填や旅行代金の支給、住宅購入の助成のうち本交付金の負担が過度なもの、あるいは公共性が低く個人の資産形成につながるようなものについても、今回除外されております。さらに、看板の設置、道路整備、車両購入、公衆無線LANの整備、タブレット購入等、事業目的の達成や設定するKPI等の十分な向上への効果が低いと判断された施設整備費及び備品購入費が今回認めていただけなかったということになっております。非常に残念な結果となりましたけれども、県内の他団体を含めまして、本町の状況は以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

ちょっとですね、私もこういうケースはね、長年議員をしてこれを撤回というのは初めての経験ですのですね、ちょっとお伺いしたいと思いますが。まず手続き上ですね、こういう場合は、全員協議会を町長の方から議長の方に依頼して、そして全員協議会の中でね、町長がお話しするというのが私は筋だと、そのように思っております。まず1つ、それを申し上げときたいと思います。それからよくわからないんですけどね。内示ができれば必ず上程をしなくちゃいけないのか。この補正予算についてはですね、今はもう数字的なものはね、午後からの上程ということですので、内容までは私達が触れることは事前審査なりますからできませんのですね。この手続きが正当であったのかどうか。その手続きについてですね、少し、お話をいただきたい、まずですね、お願いします。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

すいません、これ3回じゃなくていいんですね。要はね、私が言ってるのは、この上程のやり方についての事務上のことをまずですね、私達が経験ありませんので、なんでこういう形になったのか。先ほど内示が結局取り消されたから撤回をするんだと。そういう簡単な問題じゃないですよ。これはもう3月7日の日に上程をして、そして総務委員会で十分審査をしていただいて、可決をした問題です。それをね、簡単に撤回と、これはもう議会をもう軽視してる、無視してるというようなことにしか私達には考えられない。内容について、内示が取り消されたからと、それはそれで事業計画がよくなかったんですと。だから、それについてのですね、手続き上の問題を先に私たちに教えてください。どういう形で、こういうふうな形になるのか。こういう、その申請をするのか。そしてこの、日程の中にね、こういう形の中で、何でどういう形で出てくるのかというの、説明をしてください。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今回の加速化交付金につきましては、国の27年度補正予算にて創設されたものでございます。年が明けて説明会等がございまして、これは弁解がましくなりますが、1カ月程度の期間をもって事業を構築をして、国へ申請をしたというものでございます。当初から国におきましては3月の中旬から下旬での内示、交付決定ということをご想定しておりましたが、一方で、27年度補正予算にて措置をして、全額を28年度に繰り越して事業を実施する旨の指示がございまして、こういう非常にタイトなスケジュールの中で、こういう形にならざるを得なかったというところにつきましては、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

いや、その内容はね、よくわかってるんです。ですけど、この撤回をする、私その議事の中のね、これは議会事務局の方も少し回答いただかんといかんのやけど、これについてのね、上げる順序ですね。こういう可決したものをね、簡単に撤回というのが簡単にできるのであれば、それはもういつでも何でもできると、何でもありということなるわけですね。それについての事務局の見解も聞きたいし、それと、さっき申し上げたその担当課から出された、私が話を聞いてる中ではね、もうかなり厳しいと、この長与町で出した加速化交付金一覧というのは、だいたい45件あると言いましたね。この中で、コンパクトで元気なまちづくりプロジェクトというのを出されてるんですけど、これはね、もう県の方でもね、かなり厳しいと踏んでいたんですね。やはりこういう加速化資金というのはね、町と県と一体化になった分でのですね、事業というのを優先するんですよ。うちの場合はもうコミュニティバスに一本化されてますよね。ですからなかなか難しいというのは私も分かってました。しかしながらね、私は何回も申し上げる、この議案が、そしたら新しく廃案になって、次の議案がまたでるかどうかですね、まだ私達いただいておりませんので、中身が分からないし、出るか出ないか分かりませんが、その辺についてもちょっとご説明いただきたい。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今回、撤回をお願いしております補正第5号につきましては、その財源の全てをですね、国の交付金に依存しているという形となっております。ただ、それが見込めないということになりましたので、事業が想定できないという中で、ただもともとこの加速化交付金を想定するような事業は、交付金があろうとなかろうと、取り組むようなものというようなこともございますし、もともと私も、この交付金の創設がもしなかったにしてもですね、コミュニティバスの導入について検討したいというふうにご検討しておりますので、事業の内容と財源を一部見直しをしまして、地域公共交通網改善計画策定

業務委託料、コンサルを活用して、基礎調査をし、ルートや具体的なそのダイヤ等の検討をしていくというその部分についてのみ、本日ですね、追加でお願いをしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それもなかなか調べないと分からないでしょうから、それではね、多分、総務委員会ですね、このことにつきましては、いろんな論議があったと思います。1回可決したものをね、結局撤回するわけですから。それ相応の皆さん方の不服もあられたでしょうし、いろいろ立場もあられたと思いますので、その総務委員会の方に聞くんじゃなくて、理事者側からですね、総務委員会がどのような過程であったのかというのを、本当言えば委員長にお尋ねしたいんですけども、ま、委員長もあまりいい気持ちはされてないでしょうから。これについては会議があって、そしてここに出てきたということでしょうから。その辺の経緯をですね、分かる方いらっしゃたら教えていただきたい。総務委員会の内容をですね。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

確におっしゃるとおり、委員会にて議決を頂いたという部分については非常に重いものがございます。ただ、それを今回ですね、1回撤回をさせていただくということにつきましては、やはり、委員会に対しましても、丁寧な説明が必要でございました。それは本日、その機会を設けまして説明をさせていただいたところでございます。ただ、委員会審議の途中と言いますか、の中におきましても、今回の加速化交付金については、ハードルが高い旨はそれなりに私どもとしてもご説明を申し上げてご理解をいただいたところでございます。そういった中におきまして、先ほどの本町の状況、もしくは県内の他団体の状況等をお示しをして、ご理解をいただいたと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それですね、上程がもしあればですね、そのときに、再度質問させていただきます。議事のほうについてはあとから結構です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も、少し伺いたいと思います。

説明の中では、本県の中で4つの町が不採択というふうな説明がありました。まずはその4つの町がどこどこなのか説明していただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

具体的には本町以外では時津町、東彼杵町、川棚町でございます。小値賀町につきましてはもともと申請をされていなかったということでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それで、改めてちょっとそのこれまでの取り組みの経過がですね、少し説明していただければというふうに思います。説明の中でも、なかなか申請までの時間が非常に短くて、またこの交付金の申請も非常にハードルが高いと、認可に当たってはハードルが高いという説明がありましたが、県下でも20市町申請をされて、うち4つだけが不採択ということでは他の自治体では、相当の評価をいただいているというふうな、結果だというふうに思いますので、申請にあたってはどのような努力をされたのかですね。その辺が、努力をされた結果だというふうな形なんでしょうけども、少しその辺の経過があれば、説明していただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

確かに県内20市町のうち、16市町は採択をされているという中で、本町はゼロであったというところ、非常に残念な結果となりました。他団体の申請状況を見てみますと、やはり、その観光であるとか、産業振興であるとか、そういった形ですね、直接的に経済もしくは雇用に繋がるような事業が採択をされているという中におきまして、本町ではなかなか観光におきまして、産業におきまして、非常に本町としては弱い部分でございます。そういう中で、国が求めております先駆性、自立性、官民共同、地域間連携、政策間連携、これは申請にあたりまして、国からくどいくらいですね、説明を受けております。自立性につきましては将来的には行政の支援なしで、動いていけるような事業、官民共同につきましては、当然その名のおりですね、民間事業者と行政が一体となって取り組むべき事業。地域間連携につきましては、連携中枢都市圏を含めまして、一定の圏域で効果的に取り組むべき事業。政策間連携については、単独の施策ではなくて、省庁をまたぐような施策を組み合わせて、パッケージとして取り組むべき事業。そういった制約と言いますか、前提条件の中で私ども、苦勞しながら事業を構築したわけでございますが、やはり、この先駆性の部分において、国への訴求力が不足していた

と、国に認めていただけなかったというところだと思います。私どもの考えといたしましては、地域への人口の定着といいますか、首都圏への人口の一極集中を是正するという中において、CCRCなど地方において、人口を留めおく施策というのも重要視されておりますので、コミュニティバスを含めて、人口の受け皿としての環境整備を図ることによって、何とかクリアできないかと、努力してまいりましたが、やはり先ほど申し上げたとおり直接的に、産業であったり雇用、経済、そういったものに作用するような施策でないと今回は認めていただけなかったというところで非常に残念に感じておるところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

最後になりますけれども、本来、この申請が認められればですね、住民の皆さん方が非常に切望したコミュニティバス、乗り合いタクシー等の大きな一歩になるだろうと期待をしてたんですが、残念な結果というふうなったということで、撤回をされるということですけども。先ほど同僚議員からも、一部ですね、予算はつけてでも進めたいということですが、今後、やはりこのコミュニティバス、乗り合いタクシー含めて、やはりさらに進めるために、町の新たないろんな交付金の活用等々を考えてらっしゃるのかですね。そのことを最後お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今回の加速化交付金につきましては、全国で1,000億の予算を国は確保しておったんですが、今回の交付決定は906億円ということで、残り94億円が国の方ではまだ予算として残っていると。これにつきましては、今後ですね、全てが不採択になった市区町村等に対しまして、第2次交付分として改めて募集をするという連絡がっております。ただ、これにつきましては改めてこのコミュニティバスの事業をですね、もうちょっと膨らまして、申請してその採択を受けることは可能かどうかということですが、これについては現実的には無理でございます。これは事前の国の説明でございましたので、加速化交付金を、第2次募集を活用するということは現実的に不可能ということがまず第1点でございます。さらに、それでは、新年度以降のですね、新型交付金についてはどうなのか。これは、国は2分の1の交付率になっておりますが、これについては加速化交付金よりもさらにハードルを国は上げるということを明確におっしゃっておりますので、加速化交付金でなかなか難しかったというものを新型交付金で、いかにクリアしていくのかと。さらにハードルが上がるということではございますが、何とか情報収集をしながら、県とも連携を図りながらですね、模索してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号の撤回の件を許可することに決定いたしました。

したがって、議案第26号は、日程から削除いたします。なお、日程番号につきましては、日程第15を日程第14に、以下順次繰り下げ、お願いします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 9時52分～9時54分）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2、議案第2号、長与町職員の退職管理に関する条例。

日程第3、議案第3号、長与町行政不服審査会条例。

日程第4、議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

日程第5、議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

日程第6、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

日程第7、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

日程第8、議案第8号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○11番（喜々津英世議員）

議長の許可を得ましたので、報告をさせていただきます。

去る3月7日、平成28年第1回定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託を受けた議案の審査結果について報告いたします。

まず、議案第2号、長与町職員の退職管理に関する条例については、3月8日に委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、谷本総務課長及び関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方公務員の退職管理の適正を確保するための規定が新たに設けられ

た。法の趣旨に照らし、職員の退職管理の円滑な実施を図るため、条例を制定するもの。

第1条は、条例の趣旨を規定。第2条は、再就職した元職員の在職元の役職員に対する働きかけについての制限を規定。第3条は、管理監督職員であったものが再就職した場合の届け出義務を規定。附則は平成28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。主な質疑は、一般質問で、職員に対する働きかけの議論があったが、働きかけの定義はあるのか。これに対し、職務に関する働きかけの記録等事務取扱基準の中で、働きかけとは、職員以外の者が職員に対し、要求意見等を伝え、職務上の行為を行うこと、または行わないことを求めるものをいう、と定めているとの答弁でした。また、再就職をする、しないに関わらず、退職した職員は元職員だがどう扱うのか。これに対し、第2条で再就職者による依頼等の規制を謳っており、あくまでも再就職をした職員に限定されるとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりでありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第3号、長与町行政不服審査会条例については、3月8日に委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、谷本総務課長、及び関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は、行政不服審査法の全部改正に伴い、必要な条件整備が求められたことから、法に基づく審査請求等を調査審議する第三者機関である長与町行政不服審査会について、新たに条例を定めるもので、第1条は、審査会の設置及び所掌事務を規定。第2条は審査会の組織を規定。第3条は審査会の委員を規定。第4条は委員の守秘義務を規定。第5条は審査会の会長を規定。第6条は審査会の職務権限を規定。第7条は審査手続の非公開を規定。第8条は必要事項は規則で定めることを規定。第9条は、委員の守秘義務違反の罰則を規定。附則は平成28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。主な質疑は、審査会の委員に、首長と懇意にしている弁護士、普段から繋がりのある大学教授などを選任した場合、中立性が保てるのか、という質問に対し、例えば、弁護士や大学の先生は弁護士会、及び大学の推薦といった手続きを経て進める予定である、との答弁でした。また、他自治体の条例を見ると、条例の中、あるいは規則で除斥規定を設けているところもある。何らかの対応が必要ではないかという質問に対し、実際に三親等以内の禁止規定を設けているところもある。現状の個人情報保護審査会等では規定はないが、規則や内規で定めることもできるので考えてみたいとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、3月8日に委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、谷本総務課長及び関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由及び主な内容は、行政不服審査法の施行に伴い、関係する7本の条例の改正が必要になったため、条例の整理を行うもの。第1条は行政手続条例の文言を整備。第2条は情報公開条例の改正で、情報公開関係の審査請求では、現行の審理手続を継続するため、審理員による審理をしないことを規定、

同時に文言を整理。また第3条は、個人情報保護条例の改正で個人情報関係の審査請求では、現行の審査手続を継続するため、審理員による審理をしないことを規定、同時に文言を整理。第4条では固定資産評価審査委員会条例の改正で、審査手続等の文言を整理。第5条では税条例の改正で文言を整理。第6条では手数料徴収条例の改正で書面の写し等の交付手数料の追加。第7条は省令土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正で文言を整理。附則は、28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。主な質疑は、固定資産評価審査委員会条例第3条で、委員会に書記1人を置く、が、書記を置く、に改正されたが理由は何か。これに対して、1名だと不在の場合もある。総務課に事務局を置くことから行政係が対応できるように、1名という文言を外した。主な質疑は以上のとおりです。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日に委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、谷本総務課長及び関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由及び主な内容は、地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、報告事項の追加、及び文言整理を行うもの。第3条の改正は、新たに職員の人事評価の状況、職員の休業の状況、職員の退職管理の状況の規定を追加、及び関係規定の整理。第5条の改正は行政不服審査法の全部改正に伴う文言整理。附則は28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。主な質疑は、人事評価の公表についてはどの程度まで踏み込んで公表するのか。これに対して、現在、検討はしているが、県から公表に関する明確な資料等が来ていない。県からの情報が来次第、至急決定し公表する予定という答弁でした。また、職員の休業理由もいろいろあると思うが、休業理由などを含めて公表するのかという問いには、休業の理由を細かく公表することは現段階では考えていないとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日に委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、谷本総務課長、及び関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は平成27年8月の人事院勧告、また長崎県人事委員会も人事院勧告に準じた勧告を行っている。これらの勧告に準じて改正を行うもの。第1条は、平成27年4月1日適用分は、職員の勤勉手当が0.1月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合が4.2月分となる。別表第1及び第2の改正は、給料月額の設定。第2条は28年4月1日施行分。第3条は改正地方公務員法により、等級別基準職務表を定め文言を整理。第17条の3、第2項は、行政不服審査法の全部改正に伴う文言を整理。第18条、第2項及び附則第7項は、職員の勤勉手当の支給割合を改め、6月及び12月期の支給割合が変更になるが総支給割合は変更なし。附則は条例の施行日は交付の日からとし、第1条の規定は平成27年4月1日から適用。第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。以上のような説明があり

ました。

主な質疑は、今回の改正で全体でどれくらい額が増えるのか、という問いに、給与で273万9,000円、勤勉手当で566万2,000円が増額となる。今回の改定に伴う分は12月に補正予算3号で計上しているとの答弁でした。また、今回給与表自体が改定されたが、新採用の大卒、高卒の職員は、この表のどこからスタートするのかという問いに対し、大卒は給与表1級25号給で17万6,700円、高卒は1級5号給で14万4,600円からとなるとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりであります。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日に委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、谷本総務課長、及び関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は、まちひとしごと創生法を踏まえ、本町における事業を効率的かつ効果的に推進するため、長与町まちひとしごと創生推進会議を附属機関として条例で設置するもので、別表町長の部にまちひとしごと創生推進会議を追加するとともに、別表中の文言を整理するもの。附則は、平成28年4月1日から施行する。以上のような説明でありました。

主な質疑は、別表中の改正内容を見ると、単位が付いたり付かなかったりしている。今まで改正してなかった理由は何かとの質問に、精査ができていなかった。今回改正に合わせて単位を揃えることにした。以上の質疑がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号、特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日に、委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、谷本総務課長及び関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は、別表、町長の部の改正は、特別職の職員で非常勤の者に、まちひとしごと創生推進會、児童虐待防止専門員、重症化予防指導員を新設。行政不服審査会及び介護認定審査会は名称変更、療育指導員は名称と時間給の変更。収納推進専門員の月額改定を行うとともに、文言の整理をするもの。別表、教育委員会の部は、長与町就学支援委員会にかかる名称変更を規定。附則は28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。

主な質疑は、収納推進専門員の報酬が上がっているが理由は何かとの問いに、給与の条件が、県よりも安いということで来てもらえなかった。人材確保の面からも、県の再任用の水準に合わせて引き上げた。現在、県税事務所OBを採用し、専門的知識を活かして徴収実務や職員の指導にあたっている。また、他の特別職も専門的知識を活かした仕事をしており、整合性がとれない。今後検討する気はないかとの問いに特別職の月額にはばらつきもある。今後、専門性、経験を採用条件としてどう捉えるのかなど、検討したいという答弁でありました。主な質疑は以上のとおりです。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日に委員全員出席のもと、説明員として荒木部長、谷本総務課長、及び関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由及び主な内容は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正を行うもの。第8条の3、第1項第2号の改正は、早出遅出勤務を行う要件を国の規定にあわせ、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるものと規定。附則は、平成28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。主な質疑は、義務教育学校の前期課程とは何を指しているのかとの問いに、小学校から中学校までの義務教育を一環して行う学校が新たな学校の種類として規定された。小、中学校一貫教育を行うため、前期が小学校、後期が中学校となる、との答弁でした。主な質疑は以上のとおりであります。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第2号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第2号、長与町職員の退職管理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第3号、長与町行政不服審査会条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条

例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第8号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

場内の時計で、10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時21分～10時35分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10、議案第10号、「長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」。

日程第11、議案第11号、「長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」。

日程第12、議案第12号、「土地の取得について」を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○14番（河野龍二議員）

それでは、去る3月7日、産業厚生常任会に付託されました議案の審査結果について、会規則第41条の規定により報告いたします。

報告いたします前に皆さん方にお配りいたしました、委員長報告書の訂正があります。出席議員の分部和弘議員の弘の字が間違っておりました。大変申し訳なく思っております。訂正方よろしく願います。正しくは、弓へんにムです。よろしく願います。それでは報告いたします。

議案第10号、「長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の件については、3月8日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、村田福祉課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費の支給対象者は小学生までに拡大するとともに、難病の患者に対する医療費等に関する法令、法律の制定に伴い、条文の整備を行うという説明を受けました。

主な質疑では、医療費負担を償還払いということだがなぜかの問いに対し、現物給付検討したが、医師会との相談協議の中ですでに時津町が償還払いを決定していたこと、また、今後の子供医療費の動向を調査する上でも、今回は償還払いで進めたいという答弁でした。また、質疑として、小学生まで2,000万円、中学生までさらに900万とのことだが、なぜ小学生卒業までにしたのかの問いに対し、今回の予算は、他の自治体より単価を低く見積もっている。中学卒業まで検討したが、他の事業の兼ね合いもあり今回はとりあえず小学校卒業までとした。今後も財源の状況を考えながら検討していきたいとの答弁でした。

また、担当課としては、他の自治体の状況も考えると中学卒業まで取り組みたいとの考えていたのではないかの問いに対し、中学校卒業まで、さらに高校卒業まで取り組めないかと検討したが、本町の他の事業も他町に比べ進んでいるところもあり、他の事業の充実も必要と考えているとの答弁でした。

さらに中学生までの人数、高校生までの人数とかかる費用の予測は、の問いに対し、中学生までは1,457人、高校生までは1,500人、かかる費用は600万と予測し

ている。また、今回の費用は少なく見積もったとの説明だが、高く見積もった場合の金額はどれくらいかの問いに対し、今回1人当たり8,500円と試算し、9,000円だと2,322万と予測している。

償還払いだと不自由さがある。償還払いになった背景は何か、の問いに対し、大きな要因は財源の問題である。また、時津町が償還払いを決定していたので、同じ医師会に関わる地域が別々だと事務作業も大変なので、償還払いとなった。

現物給付のときに、財政負担はどれくらいかの問いに対し、今回の3割増しぐらいだと試算しているとの答えでした。時津町との協議ができなかったのか、この問いに対し、対象を小学生までにするか、中学生までにするか、ぎりぎりまで検討した結果、時津町との協議ができなかったと答えられました。

さらに多くの自治体で中学卒業まで進めてるが、中学卒業までする決意はあるか、この問いに対し、将来的には進んでいくと思う。ただ、医療費がどれくらいかかるのかななどの問題も調査しながら、中学卒業まで進めていきたいとの答弁でありました。

以上が主な質疑で、審査中、西岡委員より自由討議の提案があり、議員間による自由討議を行いました。自由討議の内容は、中学卒業までの議案の修正が提案できないかが討議の中心でありましたが、意見が分かれ修正案の提案まで至りませんでした。以上審査の結果、全会一致で可決と決定いたしました。

次に、議案第11号、長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、村田福祉課長、他関係職員を招き、審査を行いました。提案理由では、町立保育所で実施している延長保育及び一時預かり保育について、平成28年度より使用料として取り扱うため、所要の改正を行うと説明を受けました。主な質疑では、延長保育を受ける場合、申請が必要なのか、これに対し、保育には短時間保育と標準時間保育と分かれており、短時間保育は16時まで、標準保育は18時まで、これを超えると延長保育になり、事前に保護者と園との契約が必要である。

何時間までよいのか、時間ごとに28年度から200円徴収するようになるのか、この問いに対し、延長が最長19時まで延長できる、27年度中から負担金として200円の徴収が可能だったが歳入は発生してない。一時預かりは必要な方が連絡すれば利用可能なのか、この問いに対し、病気など緊急のときに預けることは可能である。保育園で食事が必要な時間の場合、必要費用はどうなるのか、この問いに対し、食事が必要な場合は、保護者の了解も得て、必要な場合は300円別途徴収する。主な質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決といたしました。

続きまして、議案第12号、土地の取得について、3月8日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市整備課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由では、図書館用地として、榎の鼻土地区画整理地内に1万3,095.7平米を5億4,700万で購入するもので、2月13日に用地の仮契約締結を行ったと説明を受

けました。

主な質疑では、区割りがされているが、各区割りの単価はいくらかの問いに対し、大きく分けて平地用地と法面用地に分けられ、法面は1平方メートル当たり3,150円、平地は6万4,100円となっている。図書館建設の目途が立っていない中の用地購入をどう考えているのかの問いに対し、開発に伴い公益用地の確保が条件となり、町も平成28年3月に購入の回答を行ってきた経緯があり、用地の購入に至った。図書館建設は、所管が違うため回答できない。面積の単価などの説明があったが、総額の5億4,700万が重要で、土地の広さはあとづけではないのかの問いに対し、当初の要望が行われたときに、面積の確定はできていない。区画整理事業は造成に係る費用が決まっているので、この用地の造成する費用が5億4,700万かかっている。これまでの経緯では用地を購入するとは決まっていなかったとの答弁だった。区画整理事業が始まる前から公益用地の取得は決まっていたのではないのかの問いに対し、公益用地を確保する上で町も頭の中にあっただと思うが、面積や価格など今後、協議するとして決まっていたものではない。用地の取得で金額の協議はできたのか、この問いに対し、区画整理事業の総額からすると仮に約1億円安くなると区画整理事業が成り立たない。5億ぐらいの費用がかかることは事業の経過で了解していたので、金額面の協議はしていない。緑地など区画整理事業者が帰属するのが慣例とあるが、法面などを帰属してもらうなどの協議ができたのか、この問いに対し、法面があって用地が完成する。法面も用地として購入金額の中に入れた。図書館建設に当たっての配置図はないのか、この問いに対し、基本構想はあるが配置図はない。基本構想より小さい図書館ができた場合、土地購入費に対する補助額が少なくなる恐れがあるのか、この問いに対し、補助対象面積が小さくなると補助額もそれに見合った額になる。この2月に用地の購入するに至った経緯が何か、この問いに対し、組合への回答も28年までに購入するとしていたので、この時期になった。主な質疑がなされ、採決の結果、全会一致で可決となりました。以上報告いたします。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第10号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第12号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第10号、長与町福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

今回提案されている内容は、子供の医療費助成の対象を、現行では就学前までとなっているのを小学校卒業まで拡充するものです。この医療費助成の拡充は、子育てにおける不安と経済的な負担を軽減し、貧困による児童虐待問題の対応策の一つにもなり得ると思います。とても重要な施策と言えます。また、厳しい経済情勢のもと実質賃金も上がらない中、この子供医療費についても、お金のあなしによって、十分に医療が受けられない子供が増えていると聞いております。親の所得により格差が出ることにならないような施策が求められています。全国的に中学校卒業するまで医療費を助成する自治体が増えております。長崎県内でも、28年度実施を含めると12市5町になるとの説明を受けました。長与町でも、子供を産み育てやすい町として、義務教育修了までの医療費助成の確立を図るべきと考えます。また、小学生以上は償還払いの予定とのことでした。そうなりますと、役場が開いている時間に保護者の方々が窓口まで申請に行かないとなりません。子育て家庭の負担軽減を考えますと、ぜひ、今後は現物支給を導入していただきたいと思います。また、長与町への定住促進策の一つとしても、できるだけ早く中学卒業まで医療費助成の拡充を要望し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第10号、福祉医療費の支給に関する条例改正議案に賛成の立場から討論を行います。本議案は、医療費助成を従来の就学前から新たに小学生児童を対象に加える内容の条例改正であります。この間、出産費用の貸付制度の改善、乳幼児医療費への現物給付、保育料引き下げなど、種々の子育て支援策を一般質問で提起をしてみました。昨年9月議会では、子供医療費の助成に踏み出すよう一般質問で提案をしてみました。今定例議会一般質問では、子育て世代の経済状況や若い世代でも格差が拡大している状況を説明し、一層の対策を求めました。今回の条例改正により、多くの子育て世代の負担軽減につながることから、この条例改正を評価し賛成するものであります。県内の自治体やまた全国的な傾向を見ますと小学生までの助成を超えて、今や中学生まであるいは高校卒業まで実施に踏み出す自治体が増え、対象年齢の拡大が時代の趨勢と言えます。また、乳幼児医療費で実施している現物給付は、子供が急に病気やけがを負った時、手元の現金の有無を心配せずに医療機関にかかることができる制度として、子を持つ親の立場に寄り添った制度であります。今回の対象拡大分は、現物給付が残念なが

ら適用されていません。子育て支援策については、他にもさまざま実施しているということは認識しておりますけれども、医療費助成のさらなる拡充が時代の要請、住民の願いであるこのことを申し添えて討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第10号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第11号、長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

先ほど委員長報告では全会一致と報告をいたしました。が、委員長である私は表決権がありませんので、この場で私の立場を表明したいと思います。

議案第12号について、反対討論を行います。

反対の理由は、1つは、住民からは依然としてこの区画整理地内への図書館建設に疑問を持つ声が多いこととあります。2つ目は、用地の取得の経緯に納得ができないこと

です。3つ目には、町の財政状況からも考えると用地の取得はすべきでない、こういう事情にあるということを考えて討論になります。最初の理由は、皆さんのところにも届いている住民の声です。私はこの声を無視して建設に向けた用地の取得については反対します。2つ目の理由は、これまで一般質問の中で既に用地の取得の約束があり、議会に説明なしに約束をしているのはおかしいではないかとの間質問をしてきました。しかし、そのときの答弁では、面積も用地も取得価格も決まっていない。これから協議するという答えでした。しかし、審査の中で区画整理組合が行う事業の中に、公益用地の費用分約5億円は、町からのその収入がないと、この区画整理事業が成り立たないという説明でありました。公益用地の確保を町から要請したという話も聞きますが、そのことこそ議会に相談なしに進めてきたこと自体、議会を軽視し住民不在の行政運営だったと指摘せざるを得ません。そういう意味では、今回の用地購入については到底理解ができません。また、3つ目の最後の理由は、用地の取得に義務教育の施設整備基金を取り崩し購入しました。子供たちの教育に係わる費用を奪い取った暴挙である。私はあえて今回の一般質問で、学校のエアコンの設置、学校給食の無料化など、子供たちの教育環境の充実、子育て支援の強化を取り上げました。いずれも膨大な費用がかかり、簡単にはできないという答弁であります。そうであるならば、子供たちに使う財源はしっかり蓄え、子供たちのために使うべきであります。今回の用地を購入しても、図書館建設には相当の時間がかかります。また、つぎ込んだ基金がどれだけ国の補助で受けられる、基金に戻すことができるのか不透明だと聞きます。町の財源に大きな損失を与える結果となっているのは事実であります。用地購入はすべきでないという考えを理由を述べまして反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

議案第12号、土地の取得について、賛成の立場で討論いたします。

本契約については、平成26年3月に町長が本用地について、新図書館建設用地とする旨の決断をされたことに伴い、今回、契約締結の議案が上程されたものと理解しております。契約金額5億4,700万円につきましては、区画整理事業で設定した路線価を参考に組合で算定した額ということで一定の理解をしております。また、購入面積1万395.7平方メートルについては、図書館基本構想の中で延べ床面積3,000平方メートルの平屋建てで駐車場100台を確保すると想定した場合でも、ゆとりある配置ができるとの判断をしており、また、将来敷地の一部に何らかの町施設を建設する計画になった場合を考慮する必要があるとしております。私の考えの中では、必要に即した面積の購入にとどめるべきではないかとの思いもありますが、既に造成工事が完了し、隣地及び隣接道路等の状況を鑑みますと、了とすることで仕方ないと考えております。

最後に契約の時期についてですが、図書館の建設時期が未定の中、建設予定地の用地購入契約がなぜ今なされるのかとの質問について、換地処分の時期及び区画整理組合の解散のタイミングに配慮しているとのことであり、施工中の区画整理事業地内の保留地処分という特殊な事情を考慮しますと、そのことにつきましても一定の理解をし、本議案につきまして賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第12号、土地の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）、日程第14、議案第18号、平成28年度長与町一般会計予算、

日程第15、議案第19号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○11番（喜々津英世議員）

それでは、報告をさせていただきます。去る3月7日、平成28年第1回定例会の本会議において、総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。

まず、議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）については、3月8日及び9日に、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、他関係部局長、関係課長及び関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由及び主な内容は、今回の補正は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億9,792万4,000円を減額し、補正後の総額を126億5,177万1,000円とするもの。歳入の主なものは、1款町税では、町民税などの現年課税分1億3,396万4,000円を増額計上。9款地方交付税は交付額の予算未計上分1億9,553万3,000円を計上。13款国庫支出金は、個人番号カード交付金事業などの補助金の増額、児童手当負担金や国庫補助金の交付予定額及び事業実績による減額などで4,861万9,000円の減額計上。17款繰

入金は、教育振興基金を増額、財政調整基金、減債基金が減額で3億971万1,000円の減額計上。20款町債は、国庫支出金の交付予定額により事業費の変更、特定財源の調整などで2億2,040万円の減額計上となっております。歳出の主なものは、2款総務費は、減債基金の積み立て増額などで1億143万9,000円を増額計上。3款民生費は、児童手当の減額、臨時福祉給付金給付事業費の増額などで9,402万円を増額計上。8款土木費は、土地区画整理事業特別会計への繰出金減額などで3億5,190万2,000円の減額計上。9款消防費は、広域消防事業負担金及び防災行政無線デジタル化整備工事に係る減額などで2,455万1,000円の減額計上。10款教育費は、教育振興基金への積立金などで3,534万円を増額計上。12款公債費は、地方債の元金及び利子の最終見込みにより2,640万6,000円の減額計上。以上のような説明がありました。

主な質疑は、マイナンバー制度は国のシステムで不具合があり、交付が遅れているとの報道があったが、町の業務に影響ないのかとの問いに、全国的に申請が集中し、受付の許容範囲を超えたため交付処理ができない事態が発生した。現在はスムーズに流れているとの答弁でした。また、榎の鼻橋の工期遅れによる繰り越しは、契約変更になり油圧ジャッキの確保が難しいとのことであるが、油圧ジャッキの確保は契約に入っていたはずであり、工期の遅れに対しペナルティーを課すべきではないのかとの問いに、橋梁の長寿命化対策で全国的に工事が集中し入手が困難になっていた。業者側の不手際による工期延長ではないと捉えており、ペナルティーは考えていないとのことでした。また、土地区画整理事業などで、国の補助金が減額され工期が遅れている。補助金を確保するためには、町長以下、緊張感を持って取り組むべきではないかという問いに、補助金は国が決めることではあるが、満額確保を目指して、国等への要望活動を頻繁に行っていたとの答弁でした。また、高田南土地区画整理事業は中止できないと思う。山林、原野から宅地になり家屋が建ち、人が住むことによる税収増は明らかである。この点を明確にして、事業完成の方向性を見出すべきではないかという問いに、事業完成後は、税収増となり町の財政にはプラスになる。しかし、一般財源の確保が難しく今の状態になっている。山林と宅地の税収比較は簡単にできると思うというような答弁でした。主な質疑は以上のとおりです。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第18号、「平成28年度長与町一般会計予算」については、3月10日から17日まで、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、他関係部局長、関係課長及び関係職員の出席を求めて審査を行いました。

提案理由及び主な内容は、平成28年度一般会計予算の総額を121億672万3,000円としているが、本年4月に町長選挙が予定されているため、骨格予算という位置づけで編成した。しかし、継続事業の実施等を受け、前年度より3億6,690万3,000円の増加予算となっているとのことでした。歳入の主なものは、1款町税では42億6,772万7,000円を計上、前年度比5,726万3,000円の増となる。2

款地方譲与税から8款地方特例交付金までは、26年度決算及び27年度の歳入の状況等を考慮し、全体で5,100万円の増で計上。9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上。11款分担金及び負担金は、保育料及び環境施設組合派遣職員給与負担金など、2億3,394万6,000円を計上。前年度比4,523万1,000円の減。また、12款使用料及び手数料は1億7,022万6,000円を計上。前年度比2,025万5,000円の増。13款国庫支出金は、19億4,905万6,000円を計上。前年度比3億5,155万6,000円の増。これは、保育所等整備交付金及び西高田線街路事業に係る交付金の増額が要因。14款県支出金は7億8,243万3,000円を計上。安心こども基金事業費補助金などの減額、前年度比1億5,833万9,000円の減となっている。17款繰入金は6億7,444万4,000円を計上。前年度比6,406万6,000円の減。20款町債は、13億660万円を計上。前年度比1億8,170万円の増は、防災行政無線デジタル化事業起債が主な要因です。歳出の主なものは、1款議会費は1億3,781万9,000円を計上。前年度比1,473万8,000円の減。2款総務費は12億2,909万円を計上。前年度比1億7,672万6,000円の減は、電算システム運用開発委託料などの減が要因です。3款民生費は、45億4,602万4,000円を計上。前年度比2億211万円の増は、障害者福祉費、国民健康保険費、児童福祉運営費、介護保険費の増が要因。また、4款衛生費は9億1,919万6,000円を計上。前年度比2,555万7,000円の増。8款土木費は17億7,489万9,000円を計上。前年度比2,215万1,000円の増。これは都市計画費では、西高田線街路事業に予算を配分し、高田南土地区画整理事業は、減額調整をしていることです。9款消防費は7億3,154万8,000円を計上。防災行政無線デジタル化整備工事などにより、前年度比2億8,756万1,000円の増となっています。10款教育費は、11億4,577万2,000円を計上。前年度比1,030万6,000円の増は、中学校の体育館整備及び校舎整備工事などが要因であります。12款公債費は、13億367万6,000円を計上。前年度比1,651万円の増。以上のような説明がありました。

主な質疑は、町長の施政方針で、新年度は徴収業務をさらに強化し、債権徴収担当各課の業務効率化を図るため、各債権の一元化を図り徴収体制の組織再編を行うとしているが、どう変わるのかという問いに、収納推進課は町税の徴収をしているが、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の滞納者の債権も収納推進課に一元化を図る。これに伴い国保税の収納推進専門員も収納推進課所属となる答弁でした。また、丸田荘の赤字は1,871万円8,000円もある。利用者も偏っていると聞いている。公共施設等総合管理計画の問題及び入浴施設等利用補助券のあり方も含めて、総合的に検討する時期に来ているとの問いに、経営努力も行い赤字幅は少なくなっている。入浴補助券は、町内の入浴施設でも利用できるため偏りはいくらか薄れている。公共施設等総合管理計画の問題からも当然、議論されると考えているとの答弁でした。また、長与小

学校体育館の吊天井工事は終わったが、体育館の屋根は塗装も変色している。このまま放置しておくのかという問いに、屋根は劣化も進んでいるが、これまで緊急性を要するものから予算配分をしてきた。できるだけ補助金を活用して整備を進めたいとの答弁でした。また、中尾城公園のスパイラルスライダーは、改修点検のため使用を中止しているが、利用はできるのか。また、赤い橋を維持するためには塗装も必要になる、どうするのかという問いに、スパイラルスライダーは、昨年7月に事故が発生し利用を中止している。施設は20年を経過しており、修理をするにも技術的に難しい面がある。改修するか否か財政面を見ながら検討をしている、の答弁でした。また、高田南土地地区画整理事業は、当初予算額が大幅減となっている、32年度の完成見込みがますます遠のいている。財源確保に苦労していることはわかるが、事業は長期化しており、計画的な事業推進が必要だ、なぜ大幅減となったのかとの問いに、28年度の予算編成に当たっては、町長選挙も予定されていることから、骨格予算として編成をしている。都市計画道路西高田線の橋梁及び道路の一部完成を目指し予算を重点配分した。高田南の事業は重要であり、財源確保を含め計画的に進めたい。主な質疑は以上のおりでした。慎重に審査した結果、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第19号、「平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算」については、3月8日に、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、迎管財課長、他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由及び主な内容は、平成28年度駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ693万2,000円とするもので、前年度比4万4,000円の減となっている。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料は、使用料692万9,000円を計上。歳出の主なものは、1款総務費は、総務管理費663万1,000円を計上。以上のような説明がありました。

主な質疑は、駐車場施設整備工事費36万5,000円の工事箇所はどこかの問いに、消防施設点検整備などを考えている。また、建築物、建築設備定期報告委託料は何かという問いに、駐車場施設設備については、3年に1回の法定点検費用を計上している。主な質疑は以上のおりです。慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第13号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私も委員長報告に対しての質疑はあまりよくないということはよく理解をいたしております。したがって、審査の経過と申しますか、過程についてを質問いたします。

去る3月7日にも私は本会議で質問いたしました。外郭団体、地方公共団体または各種団体の補助金、それから負担金、これは大変金額が大きいわけではありますが、このことにつきましてはどうのような審査をされたのかお伺いいたします。それからもう1つ、審査において対象の団体の方を参考人として呼びになったのかどうか。3つ目、今後、どのような審査方法を今のことにつきまして、今後どのような方法を審査方法をとられるのかこの3点についてお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

総務文教常任委員長。

○11番（喜々津英世議員）

たぶん質疑の中でされたということですから、社会福祉協議会とかそういったことに対する補助のあり方についてだと思います。これについては、審査の中では、特段問題にはなりません。というのが、継続的な事業であり、そういったこともあって、その社会福祉協議会等に対する補助のあり方についての議論は、なかったというふうに思っております。それから、2つ目の、そのことに関して、参考人として呼んで聴取をしなかったかということだったと思いますが、これについてはそういった手法はとっておりません。それから、今後の議会、委員会の運営についてだったろうと思います。基本的にはそういった問題提起があるということであれば、総務文教常任委員会の中で、話をしながら進めていくということになるかと思えます。ここでは、どうするこうするということは申し上げません。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに、質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第18号、平成28年度長与町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

28年度の予算には、住民の安全対策、子供医療費の助成の財源措置、教育施策への充実など住民福祉の向上や住民生活向上を目指した事業が見られます。また、議会や議員からの指摘事項を考慮し採用した施策なども見受けられます。これらについては評価するものであります。一方、町の大型開発事業、西高田街路事業や高田南土地区画整理事業への一般会計繰り出し等については、その工期の不透明さや財政負担に疑問を感じざるを得ません。西高田線は、1キロ強の道路に40億円の巨費を投じる内容であります。この事業の起点にあたる役場前の橋梁は、新しい住宅団地へのアクセス性の問題にとどまらず、今後、進出が予定されている大型商業施設に周辺住民を誘導する効果を担ったものでもあります。従来であれば、既存の中央商店街を利用していた消費者を県外資本の大型商業施設へ吸い上げるいわゆるストロー効果を発揮するため、地元商業に対し負の影響をもたらし地元商業の衰退が懸念されます。高田南土地区画整理事業への一般繰り出しについては、度重なる工期延長により関係住民の不満が募っております。これらの事業が町政の大きなネックになるということはこの間繰り返し指摘してきました。現在、公共施設の老朽化が全国的な問題となり、本町においても、これから維持管理型の公共工事の財源対策が必ず課題となります。また、増加する高齢者への対応や少子化対策などソフト事業の施策への要望が高まっています。これから重要となるこれらの事業を実施するにあたり、私たちが縮小見直しを指摘してきた大型開発事業が、いよいよ財政的な足かせになることを指摘せざるを得ません。また、今、地方創生が叫ばれていますが、地方を創生させる主役は、そこに住む住民や本町を基盤に商工業、そして農業を営んでいる事業者であります。この方々と行政が力を合わせて町の魅力を上げて、定住人口を増加させなければならないということは、議論の余地がないことと思います。しかし、実情は、大型事業の財政負担が足かせとなって、地方創生の実施にブレーキをかける構造になっています。この状態をそのまま進めるのか、矛盾を解消すべく方針を建て直すのか、大事な課題だと考えますが現状はそうなっておりません。28年度の事業には必要であったり、また、評価できる事業もありますが、以上述べました構造的な矛盾がある、そしてこれを解決するということになっていないということで、よって本予算に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は、議案第18号、長与町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。28年度の予算においては、昨年10月に策定した長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略、策定中の長与町第9次総合計画をベースに子育て支援、定住促進、障害者福祉など、住民の福祉向上に重点を置き幸福度日本一のまちづくりのための十分な予算が計上されていると考えます。民生費は、昨年比、約2億円の増となっています。未来を担う若い世代の子育て支援において、子供医療費助成の拡大により経済的負担の軽減に努めていること。また、児童虐待防止の体制強化にも約277万円の予算が組まれ、子育て環境の充実を図っています。今後も子育てに関する情報を一元化して、発信できる環境を整え、さらなる充実をお願いしておきたいと思えます。次に、健康福祉についてですが、本町の高齢化率は27年度で22.3%と年々伸びています。これにより、扶助費の伸び率も高くなりつつある状況です。そこで、治療から予防への取り組みということで、訪問指導事業、レセプト情報を利用した予防事業など、今後も尽力していただくとともに、医療費削減対策を含め、住民の健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。建設部におきましては、多くの大型事業が重なり厳しい状況ではありますが、完了のめどのかからない高田南土地区画整理事業、本年度中に完成させなければいけない役場前橋梁、そして西高田線など予算が膨らむ中、優先度を考え適切な予算配分であると思えます。今後、図書館建設、公共施設の老朽化による建て替えなど、まだまだ大型事業が控えている状況です。長期的な視野に立ちしっかりと財源確保がなされ、住民の福祉向上に重点を置き、住みやすいまちづくりのため尽力いただきたいと思います。最後に補助金についてですが、農林水産課の審議の中で質問させていただきました。ここだけではなく予算全体で考えた場合、補助金のあり方について、現在も同じ補助目的が維持されているのかどうかのチェック体制は機能しているのか、一定期間で判断するという基準も必要ではないか、そして必要とされているところには十分に補助されているか、などこのような観点からの見直しも必要ではないかということを指摘しておきます。今回の予算審議でもさまざまな意見が出ましたが、住民のサービス向上など成果の出る事業へとより精査していただくことを強く要望いたしまして、討論とさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第18号、平成28年度長与町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。歳入につきましては、国の方針である法人税引き下げによります約410万円の収入減、固定資産税では、ビューテラス北陽台の新築家屋による1,829万円の増。軽自動車税の税制変更による1,160万円の増、また、地方消費税交付金が平成28年度は5,

000万円となっております。町債では、主なものに防災行政無線デジタル化事業2か年工事が計上されております。歳出につきましては、主な項目は、28年度春予定されております長与町長選挙に伴う財源の1,083万円と夏の参議院選挙に伴う財源1,284万円となっております。また、社協に委託しております結婚相談業務委託料の200万円、これは土日相談業務の多忙による残業とパート職員の増員によるものであります。若い方たちの本町への定住、移住につながることをより一層望みます。新事業といたしましては、今年10月、ねりんピックが本町でも開催されますが、競技種目のターゲットボードゴルフ開催のための芝生広場管理業務委託料367万円、実行委員会補助金690万円であります。県外各地からのお客様が長与の思い出となるようおもてなしの心でお願いをいたします。扶助費の子供医療費が28年度より小学校6年生まで拡大されたことは、子供たちを育てる親御さんにとっては非常に経済的負担の軽減につながりますので、これからも現物給付等充実が図れるようお願いいたします。また、新事業では、児童虐待防止専門員報酬240万円などが計上されておりましたが、昨今、子供への親などからの虐待により悲しい事件が後を絶ちませんので、本町におきましては、そのような痛ましい事件が発生しないよう専門家・行政・警察等の連携により未然に防ぐよう十分な体制強化を図っていただきたいと思います。最後に、児童福祉費の1億5,552万円の保育所等整備交付金は、めぐみ保育園の老朽化に伴う建て替え工事や放課後児童クラブの開設などが計上されておりましたが、平成28年度完成ということで、これから子供たちも安心・安全に保育園生活ができ、心身ともに豊かな成長を望みたいと思います。これからも子育て支援策となるよう充実を図っていただくようお願いいたします。その他予算は、増減はありますが、例年どおりの計上となっております。以上により、平成28年度一般会計予算が滞りなく町民へのきめ細やかな福祉の向上に向け、予算執行されますようお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第18号、平成28年度長与町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第10号、議案第19号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、

日程第17、議案第15号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、

日程第18、議案第16号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、

日程第19、議案第17号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)、

日程第20、議案第20号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算、

日程第21、議案第21号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第22、議案第22号、平成28年度長与町介護保険特別会計予算、

日程第23、議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算、

日程第24、議案第24号、平成28年度長与町水道事業会計予算、

日程第25、議案第25号、平成28年度長与町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○14番(河野龍二議員)

それでは、去る3月7日、本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。まず、議案第14号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件については、3月9日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、森川健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由では、歳入歳出それぞれ1,624万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,530万6,000円とする。歳入では、平成27年度から退職被保険者に対しての新規加入の適用がなくなり、被保険者数が減少したことによって交付された金額も減額され、平成27年度の交付額が決定し、8、

655万8,000円の減額補正。歳出では、一般被保険者療養給付費について、支出の見込みにより不足する額5,638万7,000円を計上、退職被保険者と療養給付費については、支出見込みにより3,000万円の減額計上、退職者被保険者等高額療養費は、不用額が見込まれることから500万円の減額を計上。後期高齢者支援金については、財源組替によるもの、共同事業拠出金については、平成27年度の額が確定したので、高額医療費共同事業拠出金を160万2,000円の増額、保険財政基盤安定化事業拠出金を264万4,000円の減額計上と説明を受けました。

主な質疑では、高額医療の件数はどれくらいかの問いに対し、1件80万円以上で523件、1人の患者の最高額はどれくらいかの問いに対し、およそ800万ぐらいの金額があったと思う。後期高齢者の変動があったと説明があったがどのような理由か、この問いに対し、退職者被保険者の加入が27年度からなくなったため、後期高齢者支援分もその分減額されたような質疑がなされ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第15号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、3月9日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、富永介護保険課長、他関係職員を招き、審査を行いました。提案理由では、歳入では、後期高齢者医療保険料の現年度分特別徴収保険料を1,418万5,000円の減額、現年度分、普通徴収保険料を1,451万7,000円の増額。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金130万円、保険料の最終見込み額並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額計上という説明を受け、審査に入りました。

主な質疑では、特別徴収は年金から天引きされるため、おおよその金額が確定できるのではないかと、減額はなぜかの問いに対し、保険料の見込みを特別徴収と普通徴収で案分している。特別徴収も75歳を迎えてすぐに徴収できないので減額が出る、との答弁でありました。主な質疑がなされ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第16号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、3月8日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市整備課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由では、歳入歳出それぞれ3億2,909万9,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出総額6億6,555万3,000円、繰越明許費2億9,000万円は、浦上水源地付近の整地工事において、地権者との交渉に時間を要し工事施工開始が遅れたこと、道ノ尾駅付近のJR委託工事において、委託契約に遅れが生じたため、その周辺の区画道路工事の遅れでそれぞれの工事を繰り越すものと説明を受けました。

主な質疑では、繰越明許費での遅れは地権者との合意ができていないとのことだが、どのような理由かの問いに対し、工事にあたり地権者の建物補償及び建物に影響がある場合の補償などが合意に至っていない。また、国の補助金内示額が減額された理由は何か、この問いに対し、鬼怒川の崩壊事業など復興事業に国の予算が配分されているとの

答弁でありました。以上のような質疑の結果、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第17号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）の件については、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として古賀水道局長、吉田水道課長、他関係職員を招き、審査を行いました。提案理由では、補正は減額補正で、要因は、国庫補助金が当初の要望額の通りに内示ができてないことによるもの。資本的収入及び支出の資本的収入で3,980万円を減額し、総額を1億2,391万4,000円とする。これは第2項の国庫補助金の要望額、当初額が3,400万に対し、交付決定額2,320万円と下回ったため、差し引きの1,080万円となる。企業債については、当初企業債借入限度額1億1,590万円を計上していたが、下水道事業の実施委託工事などをこれに合わせて、起債の借入により減額を行っている。8,690万円を予定して、2,900万円を減額するとの説明を受けました。

主な質疑では、国庫補助が減額された要因は何かの問いに対し、震災の影響などが減額の要因と思われる。事業の影響はないのかの問いに対し、必要な事業は、単独費などを活用し考えて事業を行うなどの答弁があり、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第20号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算については、3月9日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、森川健康保険課長、他関係職員を招き、審査を行いました。提案理由では、平成28年度は5,365世帯、被保険者数9,355人を見込んだ予算編成で、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,503万7,000円としている。予算額は前年度より2,422万1,000円、0.5%の増。歳入では、健康保険税8億5,497万1,000円は、前年度比4,916万3,000円、6.1%の増、国庫負担金7億4,844万2,000円は、前年度比5.6%の増、療養給付費負担金には一般療養費の増を見込んで増額計上。7款の共同事業交付金11億2,453万2,000円は、歳出の高額医療費共同事業交付金1億2,504万5,000円と保険財政共同安定化事業交付金9億9,948万7,000円を計上し、前年度比1億564万8,000円、10.4%の増となっている。歳出については、保険給付費、療養諸費27億4,509万円、前年度比2,076万2,000円、0.8%の減で、平成25年、平成26年度及び平成27年11月までの実績により見込み算出を行った。高額療養費3億1,851万円は、前年度比600万円、1.9%の増、療養給付費と同様で算出で見込んでいる。7款共同事業拠出金では、10億8,871万7,000円は、高額療養共同事業拠出金8,157万5,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金10億714万2,000円を計上、前年度比2.4%の増。保健事業費特定健康診査等事業費3,257万7,000円は、前年度比61万3,000円の増となっている。第2期長与町特定健康診査等実施計画に基づき、28年度の特定健康検診の受診率、保健指導実施率をともに55%見込んで計上した。また、28年

度から、かかりつけ医で治療中のため、特定健診が未受診となっている方の医療情報提供事業に参加し、かかりつけ医が持っている健診等の医療情報から特定健診の結果をデータを収集することで、特定健診の受診をしたことにすることができる、との説明を受けました。なお、この他データヘルス計画の説明を受け、この件については所管事務調査を行いました。主な質疑は、一般会計からの繰り入れが増えた理由は何かの問いに対し、保険基盤安定化繰入金保険者支援分として、軽減世帯に応じて補填がされたのが増額となっている。保険税は28年度から税が引き上げられるが、どれくらいの引き上げ率になるのかの問いに対し、医療分で9.7%、支援分で2.5%、介護分では4.9%、医療と支援分で約8%の増となっている。7割、5割、2割の軽減対象世帯はどれくらいかの問いに対し、27年度の対象となっているので、医療分と支援分では4,611人、介護分では1,351人で試算している。委託先の選定方法で随意契約の委託になっているが、選定方法を変える検討はされているのか、この問いに対し、随意契約しかできないところもあるが、システム変更の時期に変更が可能と思う。システムを導入したところに委託契約になると思う。レセプト点検はその業務ができる業者に今回変更した。特定健診の医療情報提供とはどのように進めるのかの問いに対し、かかりつけ医の患者の医療情報を提供していただき、データを集積し重症化を控えたい。100名分の予算を計上している。情報収集の方法はどうするのかの問いに対し、被保険者に特定健診の案内を行う時にお願ひし、かかりつけの医院の場合は内科医にお願ひしたいと考えている。情報収集に係る単価はいくらかの問いに対し、1件2,500円となっている。

重症化予防指導員に管理栄養士が訪問するとなっているが現状はどうしていたのかの問いに対し、現状2名の管理栄養士で対応していたが、職員の負担も多く、県の調整交付金で財政負担もあるので新たに1名増員した。年間どれくらいのところに指導しているのかの問いに対し、27年度で対象者が80名ぐらいあるが、かかりつけ医や本人と連絡をとった上で指導するので、45名ぐらいの指導をしていると聞いている。特定健診受診率向上には医師会に協力が必要と思うが、全く前進してないどうなっているのかの問いに対し、これまでも相談してきたが、応じてもらえてない、今後ともお願ひしていきたい。保険税の一元化の取り組みは、病気によって滞納があっても、保険証を交付しなければならぬ状況があると思う、一元化でそのような対応ができないのではないのか、この問いに対し、保険証交付などの問題がある場合、収納推進課とともに保険証が交付できる状況を協議していく予定である。以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第21号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、3月9日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、富永介護保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由では、歳入歳出それぞれ4億4,209万9,000円となっております。前

年度比 836万1,000円、1.9%の増、後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料及び普通徴収保険料の合計で3億5,626万4,000円を計上、前年度比1.7%の増。一般会計繰入金は、事務費繰入金1,753万6,000円、広域連合共通経費負担分及び事務費等一般管理費を一般会計より繰り入れ、保険基盤安定繰入金6,756万円は、低所得者保険料軽減に係る公費負担分。歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,500万7,000円。内訳は、広域連合事務負担金が1,218万2,053円、保険基盤安定負担金が6,756万、保険料が3億5,626万4,000円であると説明を受けました。主な質疑では、28年度の対象人数はどれくらいかの問いに対し、予測だが4,507名。低所得者に対する負担金の対象人数はどれくらいかに対し、2,447人となっている。徴収一元化の課題は、の問いに対し、28年度から後期高齢者保険料も督促の次の徴収から収納推進室で対応する。督促以後の徴収はすべて推進室に回すのかの問いに対し、原則はそうだがケースにより対応していきたい。施政方針に対象者の受診率を上げていくとあったが対策は、の問いに対し、健康診査は一般会計で対応しているが、受診率の向上に周知をしていくのような質疑がなされ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして議案第22号、平成28年度長与町介護保険特別会計予算については、3月9日、委員全員出席のもと、松浦生活福祉部長、富永介護保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由では、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ29億5,171万9,000円で前年度比1億9,656万2,000円、7.1%の増、長与町第6期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者を1万62人、高齢化率を23.8%、認定者数は1,883人と推定し事業費を算出している。歳入の保険料1号被保険者保険料を7億260万7,000円、前年度比9.6%の増、給付費22%分、介護給付費負担金5億3,758万7,000円、給付に対する法定負担分及び介護給付費負担金は3億8,569万5,000円、その他一般会計繰入金5,314万1,000円は、歳出の総務管理費、徴収費、認定調査会費、趣旨普及費、介護保険運営協議会費、公債費に充てるもの。歳出については、保険給付費、介護サービス等諸費は、要支援・要介護の認定を受けた方が利用した介護予防サービス費支払い分、地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防2次予防事業費では、基本チェックリストを高田中学校区の65歳以上の高齢者全員に送付し、予防調査を行う事業。一時予防事業費では、平成28年度において、お元気クラブの3教室のうち図書館開催をしていた分を高田郷のふれあいセンターに移設。めだか85の開設場所として、福祉センターの増額と長与ニュータウンの防災センターを新たに追加し、4か所から6か所とする委託料の増額計上。介護サービス事業勘定については、歳入歳出それぞれ2,270万6,000円、前年度比104万4,000円、4.8%の増。介護予防サービス計画費収入は、要支援1、2の方のケアプランの作成費。歳出では、指定介護予防事業費で報酬はケアプラン作成のための介護支援専門員、ケアマネージャーの報酬と説明を受けました。

主な質疑では、支払基金の交付金の対象人数は、の問いに対し、事業計画に基づいて予算を計上しているのに、人数は出ていない。交付金の算出根拠は何かの問いに対し、制度上1号被保険者の支払う率と2号被保険者の払う率が決められているので、長与町の6期事業計画に基づいて算出している2,447人である。委託先の選定方法はの問いに対し、介護保険システムの関係上、随意契約となっている。随意契約の見直しの考えはの問いに対し、システム会社の変更があれば見直しを考えているが、現状は考えていない。総合事業委託料では、具体的な中身がない中での計上だが、どのような考えかの問いに対し、総合事業の意向が既に行われた自治体に長与町の被保険者が、その自治体のサービスを受ける際、現行の予算では歳出できる根拠がないため、とりあえず100万円の計上を行った。介護予防の地域住民グループの取り組みはどうなっているかの問いに対し、現在18か所を23か所に増やしていきたい。29年度に移行が必要な地域包括ケアシステム進捗状況はどうかの問いに対し、地域包括ケアシステムの完成形は示されていない。地域に応じた対応が必要と考えている。第6期事業計画に基づき関係機関とも協議し、現状を進めてる状況である。28年度中にも移行を考えている、と主な質疑がなされ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算については、3月8日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市整備課長、他関係職員を招き審査行いました。提案理由では、歳入歳出それぞれ4億4,311万8,000円。歳入では、国庫補助金7,250万円、県補助金1,500万円、一般会計より繰入金として3億5,421万4,000円を計上。歳出では、土地区画整理総務費は職員6名分の人件費と経常的経費。15節工事請負費2,000万円は、県事業により対応できない突発的な工事など維持管理を伴う経費を計上。高田南土地区画整理事業費委託料として3億円を計上していると説明を受けました。主な質疑では、国・県の補助額は、昨年度に比べ大きく減額されているのはなぜかの問いに対し、28年度は骨格予算であるが、国の内示の減額が続いているので、当初を少なく見積もった。要望は行っているのに、増額されれば補正で対応していきたい。今年度事業の擁壁工事の長さはどれくらいかの問いに対し、擁壁工事は土砂の埋め戻しの補強工事が必要なので、その工事が進み次第で用地工事を行っていく。計画としては50数メートルである。工事に伴い団地の進入路の規制がかかるのかの問いに対し、規制がかからないように工事を進めていきたい。擁壁工事の周辺住民の影響はないのかの問いに対し、生活道路を封鎖しての工事はできない、どうしても必要な場合は、仮道路などをつくり対応していきたい。通称、道の尾公園の造成工事が今年度予算に見込まれているのかの問いに対し、道の尾公園の工事は、工期短縮や事業費の圧縮に効果があると思うが、28年度事業には計画されていない。今年度の移転計画はないのかの問いに対し、今年度は、移転はない、以上のような主な質疑がなされ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第24号、平成28年度長与町水道事業会計予算については、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として古賀水道局長、吉田水道課長、他関係職員を招き審査行いました。提案理由では、第2条の業務の予定量は、平成28年度末、給水戸数を1万5,684戸、年間総給水量を359万1,054立方メートル、1日平均給水量を9,839立方メートルと見込んでいる。失礼しました。年間配水量の数字を後で訂正させていただきたいと思えます。引き続き説明をさせていただきます。建設改良事業費として1億4,190万円としている。水道収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益7億8,110万7,000円を見込んでおり、営業収益の7億511万6,000円は主に水道料金である。事業費用6億8,876万9,000円を予定しており、主なものは、営業費用6億4,350万5,000円は、水道施設等維持管理費等に要する費用として計上。第4条、資本的収入及び支出の収入の資本的収入では、2,141万2,000円を見込んでおり、分岐工事負担金及び町道三根線河川水水道管移転に伴う補償金。支出では、第1款、資本的支出4億5,246万1,000円を予定。議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員給与1億2,576万4,000円及び交際費10万円を予定していると説明を受けました。さらに、28年度工事予定の現地調査並びに工事の概要の説明を受けました。主な質疑としては、給水戸数の変化はあるのかの問いに対し、26年度決算に比べ155戸増加している。27年度決算見込みと比べると15戸の減。

委託先の選定方法はどうかの問いに対し、システム上の総合的な視野で、1社随契となっている。委託方法の見直しは、の問いに対し、社会情勢も考え研究していきたい。営業費用の原水及び浄水費で、前年より1,000万ほど減額されているがどんな理由かの問いに対し、給与などの減額である。夜間業務などの追加があったと思うが、委託料は変わっていないのかの問いに対し、予算上増えているが、2月に労務単価が変わるので増えてはいない。主な質疑がなされ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第25号、平成28年度長与町水道事業会計予算については、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として古賀水道局長、道端水道局理事、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由では、排水戸数を1万5,629戸。年間排水量を448万3,877立方メートル、1日の平均排水量を1万2,285立方メートルと見込んでいる。建設改良事業として2億518万1,000円、このうち国庫補助を統合する事業5,737万2,000円を予定している。収益的収入及び支出の収入は、下水道事業収益10億3,190万5,000円。主なものは、営業収益6億4,551万3,000円。下水道使用料が6億4,281万2,000円である。営業外収益では3億8,639万1,000円、預金の利息、一般会計からの他会計補助金1億6,500万円、長期前受金の2億2,064万5,000円である。支出では、下水道事業費の費用9億8,611万9,000円を予定し、主なものは、営業費用の8億8,860万5,

000円、内訳は下水道施設の維持管理費に要する費用、管渠費、処理場費、事業活動の全般にかかわる費用、総係費、また、資産の減価償却費として4億4,550万8,000円を計上している。資本的収入及び支出の収入では1億2,077万8,000円を内訳として、企業債の9,410万、国庫補助金の2,868万7,000円を予定している。支出においては、基本的支出4億3,798万8,000円を内訳として、建設改良費2億734万1,000円、企業債償還金2億2,964万7,000円を計上している。

主な質疑では、他会計補助金の繰入先を、支出を伴わない減価償却費に対応しているのはなぜかの問いに対し、消費税の算定において、一般会計繰入金は付加税収入として受け取る。付加税収入は用途を特定すると消費税の算定に含めなくてよく、税務署との協議を行った中で対応している。処理場の委託管理には長期にわたって同事業に委託しているが、改善を見込んだ予算になっているのかの問いに対し、以前、定例会で包括的民間委託も含め検討していきたいと答えている。現状は、施行上の経験知識を特に必要とする場合、また、現場の状況に精通したものに施行される必要がある場合の観点から委託先を選定している。これまでの検討内容としては、導入の背景として事業の運営の効率化や透明性が勘案し、費用的には大体380万ぐらいのコストの縮減が可能とコンサルの方では試算している。また、契約年数及び入札方式の提案も受けている。今の処理場の状況も下水道事業団に検討してもらった結果、長与町処理場と同規模の施設と比較しても、維持管理かかる費用は、いずれも平均を下回っており、包括的民間委託を導入しても効果が薄いとの見解もある。以上の状況も踏まえ総体的に勘案し、結論を出していきたい。

以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

先ほどの水道事業会計予算のところ、ちょっと確認させていただきたいということをお申し述べましたが、報告したとおり給水戸数を1万5,684戸、年回総給水量を359万1,054立方メートル、1日平均給水量を9,839立方メートルと見込んでると誤りがありましたので、以上、報告いたします。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で1時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時6分～13時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第14号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第14号の討論を行います。

反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第14号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第15号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第16号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第17号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい、委員長報告では、全会一致と報告をいたしました。委員長である私は、表決権がありませんので、この場で私の立場を明らかにさせていただきたいと思います。私は、議案第20号の平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。本年度の28年度から国民健康保険税が、引き上げに伴う、今回は予算であります。引き上げ率は、医療分で9.7%、支援分で2.5%、介護分で4.9%、医療と支援の通常、国民健康保険の加入者というふうになってる方々で、約8%が、今回、税の負担がふえるというふうの説明がありました。国民健康保険の世帯の状況は、町の皆さんも御承知のとおり、加入者の所得が低く、被保険者の半数近くが軽減対象になってることが、審査の中でも明らかになりました。しかし、国民健康保険加入者から届く声は、国保税が高いという声であります。国もさまざまな対策を、考え始め、予算処置も行われている状況であります。被保険者の軽減対策、実施的な軽減対策には至っていません。国保税の滞納状況は、仮に徴収を強化しても、被保険者の納付意欲をそぐだけで、一時的にはよくても、問題解決に至らないと考えます。私はそれより町の独自の予算処置など考え、手厚い政策で医療費抑制など、事業を進めることが効果的ではないかと考えます。しかし本予算は、負担の軽減の対策が講じておらず、さらに負担がふえる結果となっている理由から本予算に反対する。本予算の反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第20号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。国民健康保険は、安心して医療が受けられる目的でつくられた制度であり、国保加入者が保険料を出し合い、それに国、県の交付金や、繰入金を加えて、これまで町が運営してきたところです。平成30年度以降は、国保の運営主体を都道府県に移行するとともに、年間3,400億円の公費を国保に投入する、医療保険制度改革関連法案が成立しています。そのことによりまして、市町村間の保険料格差は是正されることとなります。この平成28年度の予算は、平成27年12月議会におきまして、可決した保険税率で予算編成されております。その中で、保険料の納付環境の整備や、保険料の7割、5割、2割軽減など、納付しやすい環境整備を整えており、収納率を向上させ得る努力が認められます。歳出につきましても、費用対効果を考慮し、委託先の変更により、総務費を前年比5.8%削減し、予算編成がされていることは大いに評価できます。また、医療費抑制が大きな課題と考え、重症化予防の取り組みで、特定健診の目標を55%見込み、それにかかりつけ医との連携で医療情報提供事業の新たな取り組みなども評価できます。しかし、特定健診の受診率が目標に到達し

ていない状況でありますので、ぜひこの機会に、委託医療機関もふやすように、医師会との話し合いがなかなか難しいとは承知しておりますが、ますます話し合いをしていただき、より検討していただき、健診を受けやすい環境をつくっていただくことを要望いたします。今後、国民健康保険の安全化・健全化を維持していくためには、医療費のさらなる抑制を進めていただき、町民の一人一人が健康維持に取り組んでいただくことを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第20、議案第20号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。河野議員。

○14番（河野龍二議員）

本議案も委員会報告の中で、全会一致と報告いたしましたが委員長である私は表決権がありませんので、この場で、態度を明らかにさせていただきたいと思います。本議案についても反対討論を行います。後期高齢者医療制度は、年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と、差別医療を押しつけるという大きな問題のある制度だと考えます。1日も早く廃止し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換すべきだと考えます。制度が続いていく限り、天井知らずの保険料の値上げは避けられず、この間も2年ごとに保険料が引き上げられてきています。後期高齢者医療制度のその仕組みとして、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど、その分保険料の値上げが、余儀なくされてきています。高齢者のさまざまな負担を押しつける制度である、この制度を指摘し、本予算に反対するものであります。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。分部議員。

○8番（分部和弘議員）

私は、議案第21号、後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。今後高齢化の進行による被保険者数の増加、医療技術の高度化による医療費の

増加などにより、後期高齢者医療費はますます増大することが予想されます。本町においては、医療費の増加を抑制するため、健康事業として健康診査事業や健康支援事業などが実施されております。このような中、介護予防や認知症対策などに加え、高齢者のフレイン対策など、事業が年々充実した取り組みになってきています。また、データヘルス計画により、レセプト健診情報の分析に基づく効率的・効果的な保健事業の取り組みも始まります。引き続き、高齢者の皆さんの健康を守っていただくために、この制度の適正な事務執行をお願いいたします。また、今後も、低所得者に対する保険料軽減措置のさらなる配慮など、よりよい制度になるよう期待し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第21、議案第21号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。河野議員。

○14番（河野龍二議員）

本議案についても、先ほど委員長報告では、全会一致と報告をいたしました。委員長として表決権がありませんので、この場で態度をあきらかにさせていただきたいと思っております。議案第22号、長与町介護保険特別会計予算についても反対の立場から討論いたします。2015年から介護報酬がマイナス2.27%と大幅に引き下げられた影響で、全国的には介護事業所の年間の倒産件数が過去最高になったと報道があります。また新総合事業への移行などの問題を掲げ、同時に、介護を必要とする方々は、さまざまな制度の改悪で負担は増え、介護が受けにくい状況になりつつあります。そもそも、政府自民党は消費税の導入時、または増税に当たり、国民の理解を求めためにも、来るべき高齢化社会の対応として、この消費税を導入し、また増税を行ってきたと思っておりますが、増税を押しつけてきたが、押しつけられた増税は何らかされてないのが実情であります。さらに、ますます政府が進める、介護保険事業は利用者にとって、さらに高齢者にとって厳しい内容が示されています。その一部は、利用料を所得にかかわらず、2割負担にする。要介護の1・2も、保険給付から外し、訪問介護の生活援助を自己負担

か、地域支援事業に移すなど、保険料は取られても、介護が受けられない状況が作り出されようとしています。消費税導入時のごまかしをさらに国民の負担に押しつけようとしている、このような形で進められている本予算には賛成できないことから、これを理由にし、反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第22号、平成28年度長与町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に創設されたもので、現在、高齢者を支える不可欠な制度として定着しております。長与町では、1次予防事業として、めだか85、サポーターポイント制度、2次予防としてエンジョイ教室、地域支援自立事業の脳トレ教室など、予防に積極的に取り組み、介護予防事業の充実強化が図られているこの予算は評価できます。また、介護を取り巻く状況の変化や、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、持続可能な制度とすることを目的として、地域包括ケアシステムが構築されることとなっております。地域包括ケアシステムは、要支援1・2の要支援認定者を保険給付の対象から外し、それぞれの地域の実情に見合った市町村独自の事業であります。長与町の特性を生かしたサービスの提供、柔軟な人員配置でのサービス内容となります。住民の皆さんにとっては、新しいシステムに期待するところも、たくさんあると思いますが、これまでどおり、サービスが受けられるのかという不安も大きいようであります。早い段階での住民の方々への詳細の説明をされることを要望いたします。そして、28年度施政方針にも掲げてあります、認知症施策が介護保険制度の中での重要な課題だと思えます。この認知症は、だれもがかかわる可能性のある身近な病気であり、早期発見、早期対応が求められます。認知症ケアパスを確立されとのことです。認知症の人やその家族、医療、介護関係者間で共有され、サービスが切れ目なく提供されとのこと、認知症の方の意思が尊重され、出来るかぎり、この住みなれた長与で自分らしく暮らし続けることができる、地域包括ケアシステムの実現を期待しております。さらに、介護労働者の労働条件、環境の改善をし、だれもが安心して、この長与町で介護を受けられる体制づくりを、より推進することを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第22号、平成28年度長与町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。河野議員。

○14番（河野龍二議員）

本議案についても、委員長報告では、全会一致と報告いたしました。委員長である私は表決権がありませんので、本議案についても、この場で反対討論を述べさせていただきます。議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算について、反対討論を行います。今回の予算は、骨格予算という説明がありましたけども、大幅に減額し、事業も、その一部分にとどまっている内容であります。一般質問でも行いましたが、その中でも明らかなように、完成年度が平成32年に延長しても、その完成は不透明であるということが明らかになりました。私は、この間何度もこの事業の将来は行き詰まり、かかる財源が町に大きな影響を与える。このように指摘し、疑問を投げかけてきましたが、にもかかわらず、その意見を聞き入れず進めてきた、今、その影響が見え始めてきていると思います。長年事業に協力してきた住民の皆さんも、事業の進捗に痺れをきたしている状況は、一般質問でお伝えしたとおりです。この事業の解決方法を早急に明らかにすべきだと思います。しかし、本予算は、いまだに事業がおくれている、これまで同様の進め方で、何ら解決方法を明らかにしていません。このような予算への賛成は無責任であり、到底賛成できない理由から反対といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算、本案について賛成の立場で討論をさせていただきます。現在、本事業は金額ベースで、26年度末で約81.6%、面積においては道路築造50.1%、宅地造成54.4%という状況と聞いております。今後、本事業において新たに住民の方々に、転居等、迷惑をおかけする場所はなく、現在の造成の部分、主に山林雑木林が多く、工事のスピードも今までより早く進むものと考えます。できれば、工事の手法も、もっと大がかりに効率よく行っていただきたいと思います。現在、道の尾水源地上付近の造成が行われております。この付近は、長与町の入口、いわば町の顔的存在であります。そこの道の尾・高田越地区でございます。まちづくりの観点からも、今後さらなる工事の促進を願って賛成討論といたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第24、議案第24号、平成28年度長与町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第20号、議案第25号、平成28年度長与町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で13時55分まで休憩いたします。

(休憩 13時42分～13時55分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまお手元に配付のとおり、議案第29号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第29号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第29号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本日、追加議案として上程いたしました議案第29号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、先に国に対して申請しておりました地方創生加速化交付金にかかる、コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト事業が採択されなかったことにより、当初予定をしておりましたコンサルタントへのコミュニティバス導入支援業務委託、地域公共交通会議の開催、車両購入、運行費補助といった一連の事業の実施が困難となったため、事業内容及び財源を見直して実施するための補正、及び地方消費税交付金の平成27年度交付額の確定に基づいて補正するものでございます。

それではその内容をご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は歳入、歳出それぞれ472万円を追加いたしまして、補正後の総額を126億5,649万1,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、2ページからの第1表、歳入、歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

歳入の6款、地方消費税交付金は交付額が確定したことにより増額計上でございます。

17款繰入金は、財政調整基金繰入金を減額計上いたしております。

続いて3ページの歳出についてご説明いたします。

2款総務費には、コンサルタントへのコミュニティバス導入支援業務委託に係る経費を計上しており、一般財源にて実施するものでございます。4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正では、今回の5号補正に計上をいたしました2款総務費に係る事業につきましては、年度内の実施が困難であると見込まれるため、全額を繰越予定額としてお願いをいたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

議案の後に、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号に関する説明書を添付をいたしておりますのでご参照いただき、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今、説明を受けました、午前中の分の引き続きかと思えますけども、今後の計画、進行、内容等々、再度また詳しくですね、コンサルタントへの支払いということですけども、今後、これがどういう形で町民に本当に、内容としてやっていけるのか、いけないのかが、今日のこれじゃないかと思うわけですけども。私もひどくこれ、危惧しとるわけですね。大丈夫かなと、本当にですね、この事業がですね。いろんな失敗がないようにやっていかなければならないわけですけども、よりそのところ詳しくこれからのあり方をですね、説明を願いたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今回お願いいたしましたのは、先にお願いをして取り下げました旧の補正第5号の中にございました地域公共交通網改善計画策定業務委託料、これは全く同じ金額で、これのみを今回改めてお願いするものでございます。それで、交付金を活用した場合に想定しておりましたコンサルへの委託ですね、この計画を策定するというもの。それに続きまして、地域公共交通会議の開催、その結果を踏まえまして車両の購入、さらに、試験運行に対します運行補助、ここまでを交付金を活用して想定をしていたわけですが、交付金が不採択となったということによりまして、何とかこのコンサルへの委託業務だけでもですね、お願いをしたいというものでございます。実はこの委託料につきましては、仮にこの交付金の創設がなかったにしても、平成28年度の当初予算にてお願いするつもりでございましたし、またこの事業につきましては、まちひとしごと創生総合戦略、もしくはその現在策定中の第9次総合計画の重点プロジェクトの中にもですね、重点施策として位置づけられております。そういうこともありまして、一般財源にてお願いしたいというところがございます。ただ、委員の皆さん非常にご懸念されてたのがですね、交付金を活用した場合ですが、そのバスの購入までですね、含まれているというところで、バスの購入ありきで事業が進められるのではないかとこのところを非常に心配をされてたと思います。ごもっともでございます。当然、コミュニティバスもしくは乗り合いタクシーの運行に際しましては、一定の運行補助というものが想定をされます。その規模とその期間、後年度負担を当然想定しながら検討してまいるといことに

なっておりまして、ですので、いずれにしても、交付金を仮に活用した場合、実際今回活用しませんが、いずれにしても綿密な調査とそれと慎重な検討の元にですね、どちらも同じようなスタンスで取り組んでいくということについてはご理解いただきたいと思っております。この具体的な委託の内容でございます。まず、現況調査、人口分布や利用状況、既存のバスの利用状況ですね、それと交通空白地域の抽出等をまず現況調査を行います。次の段階で課題の分析でございます。これは先に行いました平成25年の3月にまとめました地域公共交通導入可能性調査というものがございまして、これは住民の皆さんへのアンケート調査を取りまとめたものでございますが、これを詳細に分析をする、もしくは関係者へのヒアリング、そういったものを通じて課題の分析を行います。次の段階では改善方策の検討、具体的な交通体系、幹線ルートやダイヤや便数等を検討していくと。さらに、あわせて利用促進策等もここで検討してまいります。次の段階は実施方針の検討です。これは具体的な運行までを想定したスケジュールであったり、財源、補助メニュー等の活用の可能性なども検討してまいります。そして、その次の段階として、地域公共交通会議の運営支援と、こういった一連の作業もしくはその支援というものが、今回の業務委託の内容となっております。ただ、最終的にはその地域公共交通会議の運営支援というところまで含まれてはおりますが、当然その基礎調査、もしくはその課題分析等ですね、の結果において、本当に必要なかどうか。導入するとしたらどこから入れるべきか、優先順位はどうか、そういったものも慎重に検討しながら、議会の皆さんへも報告しながら慎重に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今から、5時ぐらいまでかけてやるような報告ですけども、私が心配するのはやっぱり、財源がですね、今後どういう形で。まだそこまではいってないということですかね。担当としてはどうなんですか、財源の確保及びどれだけ要るかというのを担当だけでも試算してるのか。あくまでもこれは出てから、自分たちで計算とか検討していくのか、ちょっとそこんところをよろしくお願いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

私どもとしても全く白紙の状態、コンサルに丸投げをすとかですね、そういったことは当然考えておりません。それなりに本町の地域特性などを想定した場合に、こういった形態になるのか、どの程度の運行補助の規模になるのかというものはですね、想定をした上でないとなかなか具体的な、事業化というのはできないというところござ

います。ただ、本町の場合は非常にコンパクトな町でございますし、路線バスも充足をしていると。ただ、そういう中においても、再々申し上げますが、傾斜地、道路が、幅員が非常に狭い、高齢化が進んでいると、そういった地域においてはですね、やはり買い物もしくは外出の足としての一定のバスなり乗り合いタクシーが必要になるであろうということを想定をしております。で、そういった場合の運行補助の規模ですが、数千万円というものはとてもじゃありません。本町においては想定はできません。ただ、同じような形態の乗り合いタクシーが例えば長崎市などでも運行されております。そういうことで、長崎市の所管課ともですね、ご相談といいますか、申し上げて、今後いろいろアドバイスも頂戴するという形になってまいろうと思います。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

今日午前中ですね、いとも簡単に撤回議案が出まして、撤回いたしたわけでございます。また上程もね、いとも簡単に出して、いとも簡単に撤回したというような感触を私は受けております。町長のお考えとしてね、今回、この472万ですか。調査費がついとりますけど、実際にやる気がね、あられるのかどうか。私は7日の本会議の中で、最後に町長に申し上げましたね、やる気があるので頑張ってくださいと申し上げました。覚えてますか。町長は頑張りますということをおっしゃりました。その決意をね、ここでもう1回お聞きをしたいと、そのように思います。それからね、今回答がありましたけど全体枠というのはね、大体想定の中だと、いうふうにおっしゃってました。そして、この撤回議案がなくても要はこの、なんですか、撤回議案がなくてもね、当初その分で金額というのは上程するように考えてたということであればね、なぜその当初予算の方に入れなかったか。それは少しこの交付金の中での誤差はありますよ。しかしながら考え方としてね、当然、要はその当初予算に入れるべきだと、私はそのように思っています。その2点についてまず質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

まず、1点目のお答えをさせていただきますと、以前からコミュニティバスについては運行をしていきたいということで、第9次総合計画の中にもこれは入れております。ずっと縷々これも検討してきたわけでございます。そういう中で、今回この地方創生加速化交付金という形で出されてきたわけですが、これは政府が言ってますように、これがいわゆる通るか通らないかという二者択一になってきておるわけでございます、当然、通ってくれるといいなという気持ちでございましたけれども、残念ながらこういう

形になったわけでありまして、当初から、非常に結節点が、今度榎の鼻土地区画整理事業を終えまして、そうすることによって結節点ができると、というようなことも1つあります。そういう中で、いろんな、そこに出てくるいろんな企業様ともですね、お話をしながらどういった形で運行できるのかと。そこはそこなりに運行をする、いろんなルート等もでてくるでしょう。そういったところを見ながら、じゃ、長与町としてはどういった形のものかというふうなことを含めてですね、そこについては検討していきたいとそうように考えております。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

28年度当初予算への計上ですね、そちらへすべきであったのではないかとご指摘でございます。当初予算の要求段階から、実務的な話になってまいります、実はこの部分については、私どもとして28年度に要求をしております、認めていただけような状況でございました。査定の段階ですね。ただ、急遽、加速化交付金の話が参りまして、加速化交付金は、再々申し上げますが、単独の事業ではなくてたくさんの観点から、将来的にどんな町にしたいのか。バスを走らせることによって、将来的にどんな町になっていくのかといった、ある意味多様な観点を盛り込んだ中での事業が想定されると、事業を想定しなければならぬという中において、当初予算の要求からですね外しまして、あえて今回の補正、今回といいますか、補正予算の方で計上するという判断をいたしました次第でございます。当初は、昨年の年末の段階においてはですね、当初予算の方で要求をしておったところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

基本的に考えますとこの事業計画がね、少し甘かったのかなと。県の方で採択できなかった、4つできなかったと午前中おっしゃったですね。45ほどの県が上程があつてたみたいですけど、それの中で4つができなかったということです、それ当然ね、事業計画の段階で甘さを指摘せざるを得ないと私はそういうふうに思うんですけど、いかがですか。

それと同時にね、今回のこの補正予算で別に472万出さなくてもね、財源の組替をやつてですよ、そして正式になった時に、補正予算で上げるという方法もあると思つたんですけど、それについての考え方をお聞かせいただきたいです。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

結果的に、今回の事業計画が甘かったのではないかと。ご指摘のとおりでございます。何とか自立性、それと先駆性ですね、具体的に官民協働、地域間連携、政策間連携、国が求めていますこれらの観点を踏まえて、できるだけ効果的な事業を構築しようと努力してまいりましたが、残念ながら、認めていただけなかったという点については、弁解の余地はないと考えております。ただ、先ほど午前中にですね、私申し述べませんでしたけれども、まず、第1報という形で18日に参りまして、県内の状況以外にも全国の状況なども国からですね、入手をしております。市区町村分の件数ベースでまいりますと、全国では、採択された率が68.7%でございます。都道府県で申しますと、79.7%でございます。全国の状況はこういった状況ですが、だからといって、全国的にも厳しかったんで、仕方がないと。ここでそういったニュアンスでご報告申し上げるものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、今回の補正ではなくてもですね、財源組替等で対応できたのではないかとということでございます。例えば6月の補正などでも対応できたのじゃないかということも含めましてでございますが、ただ、この加速化交付金につきましては、随分委員会の中でも、皆さんからのご質問もたくさんございましたし、私どもも説明をしてまいりました。ただ、その中で、仮にハードルが高いこの交付金が駄目だった場合はどうするのかといったことは、当然皆さんもご心配でいらっしゃったと思います。そういう質疑の中で、仮に駄目であった場合でも、これについては、一財で当初から取り組むつもりであったということを説明申し上げ、こういった形の補正での対応をお願いしたいということを繰り返しご説明申し上げてまいりましたので、その点ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

質問は3回ですからね、あと1回させていただきますがね、今日午前中の話じゃ新型の交付金もね、なかなか難しいというお話を聞きました。しかしながら、町長の4年前の公約で、このコミュニティバスというのは入ったと私も記憶しております。今度4月に選挙があるわけでございますけど、これを、必ずやるという、私は7日の日も町長に確認いたしました、その辺の決意をね、もう一度お聞きして質問を終わりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私におきましては、このコミュニティバスというのはいろんな方からご要望をいただいております。議員もご承知のとおり、2年ほど前にも上程をいたしました。しかし

そのときにはね、十分なですね、成熟した企画になりえてなかったというようなこともございます。今回はですね、そういった意味では1歩も2歩も進めてですね、もうちょっと具体化して、そしてコミュニティバスがいいのか、デマンドバスがいいのか、あるいはタクシーがいいのか、そういったものを含めてですね、経費とかそういったものがございますので、そのあたりを含めましてですね、どういった形のものがいいのか、詳細をですね、詳細に検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私からも少し、関連するかと思いますが、質問させていただきたいというふうに思います。まずはその、やはりこの委託料のところ、今回補正をしなければならなかった理由ですね。考えますのも、想像のところなんです、既に委託先との協議が進められているものなのかなですね。仮に今回この補正が可決されると、いつの時点で委託を契約しようと考えてらっしゃるのかなですね。あわせて、この委託で調査をするスケジュールですね、どれくらいの期間までにその調査を終えようと考えてらっしゃるのか。そのところを1つ伺いたいというのと、当初予算でも、この今回その交付金が下りなくても当初予算で対応するというふうな説明でありました。であれば、1番やはり大きな問題は、地域公共交通会議ですね、これが開かれないとなかなか具体的ににならないというのがこの間の説明だったというふうに思います。そういう意味では今回補正で、そこまで予算措置ができなかったのかなですね。なぜそこができなかったのか、再度お伺いしたいというふうに思います。

それと、私も町長にお伺いしたいと思います。町長が施政方針の中で、28年度中に試行運転が可能になるよう取り組みたいと、努めてまいりますと。28年度中に絶対やりますとは言っていないんですが、この間、このコミュニティバスについては、私も一般質問でさせていただきましたけども、以前26年度中には、試験実行ですかね、実行運転をしたいというふうなことが明言されて、その約束が果たしてなかったわけですね。今回28年度中には、町長の施政方針で、努めていくというふうなことがはっきりと言われております。これ28年度中に、こういうところまで、試験運行ができるような状況をつくり出す決意があるのか、私もその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

この、仮にこの予算を認めていただいた場合の今後の具体的な委託先と作業のスケジュールでございます。具体的な委託先といたしましては、ながさき地域政策研究所・シンクながさきを想定しております。その理由といたしましては、もともと、これが長崎県

地域経営センターという県の外郭団体を前身としておる団体であって、本町も出資をしているということが、そういう公的な団体ですね、ということがまず1つ。それと県内で既に五島市、対馬市、松浦市、大村市、佐世保市、南島原市、佐々町、波佐見町、雲仙市などと幅広く県内のコミュニティバス等を手がけてらっしゃるということがございます。そういった意味で、シンクながさきを想定をしているところでございます。具体的なその検討といえますか、シンクながさきに対して、今の段階でこれをやってくれと、そういったことはございませんけれども、新年度に入りましたらすぐにでも、契約を締結してですね、具体的な作業に入ってまいりたいと考えております。ちなみに、シンクながさきは第9次総合計画でも委託をしておりますので、何かとですね、地域特性などについて基礎調査の部分についてはですね、既に活用できる部分をお持ちであるというところがございます。で、その具体的な作業ですが、最終的にその地域公共交通会議の運営支援までこの中で想定をしているというところがございます。で、基礎調査の部分については、3カ月から4カ月を想定しております。ただ、その結果によって、具体的な検討を私どもも含めまして、詳細に検討していく必要があると。これはシンクながさきの知見も得ながら、それと運輸支局などにもご相談しながらですね、考えていくということになってまいります。ここで一定のルートであったり、ダイヤ等が想定できたとなれば次の段階でおっしゃるとおり地域公共交通会議の段階へ進んでいくということになってまいります。ただ、今回あわせて予算計上してないのはですね、やはりそこで検討した上で、議会の皆さんへのちゃんとご報告をした上でですね、改めて補正予算にて、対応させていただきたいと考えた次第でございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、河野議員からご指摘があったことについてお答えをいたしますけれども、私、2年ほど前に先ほど申し上げましたようにやろうとした時には、あまりにもそのコミュニティバスの購入代金が高いということですね、それも2台用意しなくちゃいけないということでした。そしてまた、榎の鼻がですね、こういった形で十分できてないという中で、結節点というのがなかったと。いうようなところで、どういう経路を使ってやったらいいんだろうかということで、アンケートも通して縷々、研究をしたんですけども、十分なるものが出来てなかったというようなことでございます。今回はですね、そういった面ではコンサル等々を使って、そしてまたいろんな今度は、事業所等々できますのでそういった事業所とも話をしながら、その事業所がどういう形で、バス等と走らせていくのかですね、そういったものもあるかと思えます。そういったものをお聞きしながら、補完し合いながらですね、やっていくということも1つの方法としてできるでしょうし、そういったことを総じてですね、今回、もう少し詳しく調べながら、やる方向で

ですね、これをですね、取り上げさせていただきたいと、いうふうなことでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今の町長の答弁ですと、28年度中の試験運行ができるかどうかわからないということなのかですね、その辺をもう一度確認させていただきたいのと、取り下げられた最初の補正では、予算の配分の問題ですね、その何でしたっけ、先ほどから問題になっている交付金の関係、地方創生加速化交付金が下りればというふうな形での、歳出の予算が組まれていたと思うんですが、この時点では、極端に言えばお金が、この交付金が申請許可されれば、こういう具体的に進めますよというふうな話なんですね。しかし、今の、今回新たに補正で提案された内容は、その調査をして、調査の結果を見て、また、どうするか判断するという意味では、非常に2歩も3歩も後退しているような雰囲気を受けざるを得ないんですよ。本当にやろうという姿勢があるならば、やはり調査をした結果、地域公共交通会議を開くということまで、やはり私は、予算を組むべきじゃないかなというふうに思います。先ほどから課長の答弁を見ますと、全体調査をして、その結果を踏まえて、またどうするか判断するという意味ではちょっと後退したというふうなイメージをとらえてよろしいのか、再度確認させていただきたい。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

私の言葉がですね、不足しているせいだと思いますが、加速化交付金を活用した場合、もしくは今回、一般財源にて実施する場合、いずれにおきましても、私どもの取り組むスタンスというものは全く同じでございます。ただ加速化交付金につきましては、やはりその事業費がそれなりに大きなものが想定されるということもありまして、検討もしくは協議が順調に進んだ場合は、うまく運べばですね、車両の購入までこぎつけたいと、いうところでございました。ただ今回はそこまでの予算は、お願いをしておりません。もちろん一般財源でございます。だからといって、私どものスタンスが後退したということは一切ございません。ですから、加速化交付金を活用するとした場合においてもですね、やはりコンサルによるその基本的な調査、それに基づく詳細な検討、それを踏まえて地域公共交通会議へ進んでいくというその手順といいますか、については、一切変わりはないというふうにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

失礼しました。試験運行の件でございますが、加速化交付金を活用しても、試験運行までいけたかどうかというのは、疑問でございます。全てが順調に運んだ場合ですね、

試験運行が可能になると。その場合に、一定の運行費補助も必要になるというところで事業を構築いたしましたけれども、実際のところ、先ほど申し上げたとおり、詳細な検討が必要になってまいりますので、28年度中の試験運行まで加速化交付金を活用したにしても、こぎつけたかどうかというのは不透明でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第29号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は議案第29号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号について、賛成の立場から討論申し上げます。質疑の中でいろいろとやりとりをしましたが、やはりコミュニティバス、また乗り合いタクシーというのは、住民の皆さんの切望だというふうに思います。町長も、町長の選挙公約の中にも、前回の選挙公約の中にも入れていたということでもありますし、多くの方が望んでいる事業でありますので、私は早急な形で進めさせていただきたいというふうに思います。撤回された議案の中で、残念ながら、国の交付金が認められなかったという状況もありますけども、いろんな形で調査して努力していただいて、1日も早くこのコミュニティバスが実現できるよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は、議案第29号、長与町一般会計補正予算第5号に賛成の立場で討論いたします。今回の補正は、撤回された5号における地域公共交通網改善計画策定業務委託料47

2万円を計上したものであります。不採択になった地域創生加速化交付金には迅速な対応が求められました。条件は全国一律であり、交付金の仕組みが昨年末に閣議決定される前から、国の動きを見越して準備していた自治体もあったと聞いています。これまでどれだけの準備ができていたか、それが各自治体のスピード感の違いに表れた結果ともいえると思います。国にまちひとしごと創生本部が置かれ、関連法令が整備されたのが2014年でした。それから地方創生に向けてさまざまな手順で加速してきました。そのような中、各地方自治体においても、そうした中央の取り組みに迅速に対応し、さまざまな準備を進めることは当然のことではなかったかと思います。そうして準備をしていれば、国の補正予算が組まれてすぐ、1ヶ月程度で事業計画を出せと言われても、時間が足りず無理に押し込むのではなく、今まで検討を重ねてきた事項の中から最適な事業を申請するという対応ができたのではないのでしょうか。そこが、自立性、先駆性が評価されなかった要因ではなかったかと思います。今回は一般財源での歳出になりますが、コミュニティバスは以前から検討を重ねてきた事案でもあります。また、今回の交付金がなくても、当初予算に上げる予定であったとの説明もありました。必要とする地域にとっては、本町全域に対応する交通網の確立は利便性の向上の面からも、検討すべき事項と考えます。しかし、行政主導の運営には厳しいものがあり、視察で行った永平寺においては、26年度実質負担額は4,660万円と財源を圧迫しています。その反面、民間運営においては、成功事例もあるという皮肉な状況になっています。今後、考えられる地域のニーズに応え、実際に運行可能か、民間の協力は得られるのかなど、検討されていかれることと思います。厳しい財源の中ではありますが、将来のまちづくりを見据え、暮らしやすさを重視した前向きな検討を進めていただきたいと思います。

最後に、長崎市内の某証券会社前に、家族を育むまち。JR長崎駅まで16分 快足の利便性！！と書かれた長与町のポスターが掲示されていました。このポスターどおり、どの地域に暮らしても利便性の高い長与町をつくり上げていただくことを要望し、賛成討論いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第29号平成27年度長与町一般会計補正予算第5号に賛成の立場で討論いたします。

本事業名コンパクトで元気なまちづくりプロジェクトとして、国庫補助金による地方創生加速化交付金で予定をしておりましたが、予算が不採択になったことは、非常に残念でありました。また新たに計上されました本事業は、地域公共交通ネットワークの整備のため、コミュニティバスと乗り合いタクシーの購入等についても、長年住民からの

念願も多く、そして、長年、所管も本事業に対し協議してこられた経過があります。本町は路線バスが通らない狭隘な道路や丘陵地帯の斜面地など多く、高齢者弱者にとって非常に不便な地域でもあります。またどんどん加齢化が加速し、買い物難民や老老介護、独居老人など増えつつあります。高台や狭隘な地域に住んでいる高齢者が、外出できる機会が増えることで、いつまでも生きがいを持ち、人と人が出会い、語らいが持てる環境をつくることは絶対不可欠であります。本事業を機に、住民の利便性、合理性を図る上でも、是非これから継続新規事業として、継続していただきたいと思います。今後実施計画のために、路線経路の実態調査、確定、数十年を見越してのランニングコストなど見える化を図り、課題解決に向けご尽力いただきたいと要望いたします。子供から高齢者まで、住民が快適に乗れる楽しいバスを今後導入することで、ひいては購買力向上に繋がり、地域が活性化し、町が潤い、住民が豊かになるための福祉コミュニティバスや乗り合いタクシー導入と、近い将来実現に向け尽力していただきたく、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は本議案に賛成の立場から、討論させていただきたいと思います。

まず本補正予算は、主としまして、地方消費税交付金の額の確定、それに伴う財源調整基金の減額補正と、あと一般財源による地域公共交通、いわゆるコミュニティバス導入に向けた関連経費が計上されております。さて、この地域公共交通につきましては、本町で行われましたさまざまなアンケート調査、また一般質問などでも取り上げられ、一部からのニーズがあることはご承知のとおりだと思います。その意味からも、この調査についての関連経費計上につきましては異論はございません。さて、現実的に全国の自治体で取り組まれています地域公共交通は、その多くで赤字運営が続き、路線の縮小、廃止、また赤字の肥大化、永年化による財政圧迫を生んでいることも念頭に置いていく必要があります。本町を見ても、JRが走り、4つの駅があります。また、他自治体から見れば、バス路線も充実しており、町が示す客観的データでは、全国平均の2.5倍から3倍充実しているという数字もあります。ただ一部の地域で、また、交通弱者対策として導入を検討することはやぶさかではありませんが、このような町の現状をしっかりと認識して、導入検討を行っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、この導入を検討するコミュニティバスは全住民が恩恵を受けるものではございません。一度スタートすると、なかなか止められるものでもありません。また、必ずだと思えますけれども、赤字となり後年度負担は避けられません。本町のような自治体で、このような公共交通を行う自治体には、国の補助制度は現状のと

ころありません。その負担は利用する人も、また利用しない人も皆で負担することとなります。ニーズ、費用対効果、後年度負担、公平性、そしてどこまで町が手を差し伸べる必要があるのか、ということを経済的に判断を行われることを望みまして、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、追加日程第1、議案第29号、平成27年度長与町一般会計補正予算第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、日程第27、委員会の閉会中の継続調査申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、

字句数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会にあたり、町長から発言の申し出がありますので許可します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

皆さん、大変お疲れ様でございました。

閉会のあいさつの前に、1月24日の大雪警報発表中にですね、開催をしました新年会へ出席しました件につきまして、災害に対する安全管理体制の確保ができていたと判断するところではございますけれども、新聞報道等々で議員の皆様方、住民の皆様方には大変ご心配をおかけし、また不快な思いをさせましたことに対しまして、この場をお借りいたしまして、心よりお詫びを申し上げたいと思っております。

それでは、平成28年第1回長与町議会定例会の閉会にあたり、お礼のあいさつをさせていただきます。

去る3月2日に開会をしていただきました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございますが、21日間に及ぶ会期中、議員各位には慎重審議を賜り、それぞれ原案どおり決定を頂きまして、厚く御礼を申し上げます。今回は各会計の28年度の当初予算が主なものでございましたけれども、これら決定をいただきました案件につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら十分な効果が得られますよう、最大限の努力をいたす所存でございます。

ここで1点、専決処分についてをお願いを申し上げます。今、予定されております平成28年度地方税法等の一部改正に伴い、長与町税条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をさせていただきたく内容等をご説明申し上げまして、ご理解を賜りたいと存じます。今回予定されております平成28年度地方税法等の一部改正につきましては、国会におきまして成立と同時に公布施行される予定でございます。つきましては、現時点におきまして、町税条例等の一部を改正する条例は町議会にご提案できる状況でございませんので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告を申し上げ、承認を賜りたいと思っております。現時点での地方税法等の改正により、町税条例が一部改正される予定の内容を若干申し上げます。法人住民税につきましては税率の改正、軽自動車税につきましては消費税10%への引き上げ時に自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入、固定資産税につきましては新築住宅などに係る税額の減額措置の延長などが予定されておる

ところでございます。また、国民健康保険税につきましても賦課限度額の引き上げなどが予定されております。今後は、国会の動向を注視をしまして、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思っております。

さて、不肖私の任期は5月4日をもって満了いたします。この4年間、本当に議員各位をはじめ、町民皆様の格別のご厚情、ご支援を賜りましたことに衷心よりお礼と感謝の意を表する次第でございます。私自身、浅学非才な身でございますが、町長選挙に再び挑戦する決意をいたしております。町長選挙は4月19日が告示日となっております。選挙期間中につきましては、職務の執行に支障がないよう、副町長にその職務の代理をいたしまして、執行したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。三寒四温と申しますが、ようやく春めいてきたように感じられるこの頃でございます。議員の皆さんにおかれましても、体調を崩されませんようにくれぐれもご自愛いただき、益々のご活躍を賜りますようご祈念申し上げ、定例会のお礼を込めて、あいさつに代えさせていただきます。

本当にありがとうございます。

○議長（内村博法議員）

次に、閉会にあたり、私から一言申し上げます。

今定例会では平成28年度一般会計予算をはじめ、それぞれの特別会計予算、法律改正による条例改正案件など、29本の議案が審議され、各々の判断のもと議決結果が出されたところであります。町民の暮らしに直結する28年度一般会計予算などの執行に当たりましては、住民の方々の幸せを第一義に考え、速やかな事業実施のご努力を期待するところであります。また、定例会初日に長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会の委員長から、まちひとしごと創生総合戦略と第9次総合計画について、中間報告がありました。報告にありましたように、まちひとしごと創生総合戦略につきましては、本町の創生を目指して、全力を挙げて実効性のある総合戦略の推進を図っていただき、また第9次総合計画につきましては、計画的な進行管理と目標達成に努めていただくことを期待するところであります。また、今会期中に、東日本大震災のあの3.11から5年目を迎えました。多くの尊い命が失われたことを改めて思い起こし、心より哀悼の意を表します。また今なお避難生活を強いられておられる皆様、仮設住宅で暮らしておられる皆様をはじめ、全ての被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。結びになりましたが、本定例会の議事運営に対しまして、議員皆様方のご協力に感謝申し上げますとともに、3月末で退職される職員の皆さま方には長年にわたる奉職に感謝し、これからのご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、閉会にあたって私の言葉といたします。ありがとうございました。これにて会議を閉じます。

これで平成28年第1回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 14時45分)